

# 決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 土居 昌弘

## 1 日 時

令和2年10月9日（金） 午前10時00分から  
午後 3時07分まで

## 2 場 所

本会議場

## 3 出席した委員の氏名

土居昌弘、森誠一、志村学、清田哲也、阿部長夫、衛藤博昭、鴛海豊、三浦正臣、  
嶋幸一、阿部英仁、浦野英樹、木田昇、藤田正道、馬場林、尾島保彦、玉田輝義、  
平岩純子、河野成司、猿渡久子、末宗秀雄

## 4 欠席した委員の氏名

御手洗吉生

## 5 出席した委員外議員の氏名

大友栄二、堤栄三

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 廣瀬高博、農林水産部長 大友進一、労働委員会事務局長 森優子  
ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第99号議案令和元年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、第101号議案令和元年度大分県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第102号議案令和元年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について、第105号議案令和元年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について、第106号議案令和元年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について及び第107号議案令和元年度大分県県営林事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	白岩賢一
議事課委員会班	課長補佐（総括）	冨高德己
議事課委員会班	副主幹	矢野順子
議事課委員会班	主任	曾我由香里

# 決算特別委員会次第

日時：令和2年10月9日（金）10：00～

場所：本会議場

## 1 開 会

## 2 部局別決算審査

### （1）福祉保健部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

### （2）農林水産部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

### （3）労働委員会事務局

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

## 3 その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**森副委員長** ただいまから、本日の委員会を開きます。

この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、福祉保健部、農林水産部及び労働委員会事務局の部局別審査を行います。

これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、福祉保健部長及び関係課室長の説明を求めます。

**廣瀬福祉保健部長** 初めに、平成30年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況について御説明します。

お手元の平成30年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の3ページをお開き願います。当部の関係で指摘を受けたのは3件で、うち2件は収入未済についての指摘です。

まず、児童措置費負担金の収入未済についてです。

県が児童を児童福祉施設等へ入所措置した場合、措置費の全部又は一部を、本人や扶養義務者の負担能力に応じて負担金として徴収しています。

令和元年度末の収入未済額は、約6,102万円となっており、前年度に比べ約729万円増加しています。徴収率については16.8%で、依然として低い状況です。

その原因としては、保護者の失業、疾病、借金などによる生活の困窮、納入意識の乏しい保護者が多く見られることなどとなっています。

こうしたことから、児童相談所において、措置開始時に保護者に対し、適切な指導を徹底するとともに、徴収事務を行っている市福祉事務所や県保健所地域福祉室で、保護者の家庭状況等の情報を共有するなど、連携強化に取り組んできました。

また、7月から8月と12月を徴収強化月間とし、電話・家庭訪問による催告等を集中的に

実施してきました。今後も市福祉事務所等とさらなる連携を図りながら、措置開始直後の未納者へ働きかけるなど、効果的な納入指導により、引き続き収入未済の解消と新たな発生防止に努めていきます。

続いて、4ページを御覧ください。母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済についてです。

この貸付金は、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るものであり、多くの方は、期限内の償還が困難な場合でも長期間にわたって完納している状況で、昭和28年の制度発足以来の償還率は98.4%となっています。

償還状況について、令和元年度は現年度分が86.2%と高い水準を維持していますが、過年度分が8.2%となっており、過年度分の収入未済額の縮減が課題です。

そこで、毎年8月と12月の償還強化月間における長期・大口滞納者を中心とした電話催告や家庭訪問の集中的な実施に加え、平成25年10月からは、違約金の徴収を行うこと等により、納入指導や償還の意識付けの強化を図っています。

こうした取組に加え、27年度から、最終納付があった後、2年以上経過している債権の回収を民間の債権回収会社に委託しており、令和元年度は約174万円を回収することができました。

今後もこのような取組により、収入未済の解消と新たな発生の防止に努めていきます。

続いて、12ページをお開き願います。最後に、国民健康保険制度についてです。

将来にわたって安定的な財政基盤を確立することとの指摘をいただきましたが、国保財政については、国による公費拡充と広域化により、従来に比べて大きく安定化したと考えています。

将来にわたり持続可能な国保制度を確立するため、歳入においては、定率国庫負担の引上げ等、国による財政支援の強化が不可欠です。

このため、県は、毎年度、国民健康保険の安

定的な財政運営の確立を国に要望し、また、全国知事会等を通じて、国の責任において財政支援の拡充を確実にすること等を求めてきました。

今後も引き続き、全国知事会等とも連携しながら、国に対して財政支援の強化を要望していきます。

歳出の面では、住民の健康寿命を延伸するとともに、医療費水準の過度な伸びを抑制するため、特定健診実施率の向上や保健・医療・介護データを連結した医療費分析に基づく糖尿病性腎症重症化予防などのデータヘルスの推進等に市町村とともに取り組んでいきます。

続いて、お手元の冊子、大分県長期総合計画の実施状況について、主要な施策の成果（事務事業評価）により、当部の主要事業の執行状況等について御説明します。

まず、10ページをお開きください。一番上のおおいた子育てほっとクーポン利用促進事業です。

左から2列目の事業名・事業概要欄にあるように、この事業は、子育て支援サービスの利用促進を図り、子育て世帯の負担の軽減と多子世帯の子育てを応援するため、様々なサービスに利用できるおおいた子育てほっとクーポンを配布したものです。

事業の成果についてですが、右端の事業の成果・今後の方針欄にあるように、利用可能なサービスの拡充のほか、多子世帯へのクーポン配布金額の増額等により、各種子育て支援サービスの利用促進を図りました。引き続き市町村と連携して制度の周知を行い、子育て世帯の負担の軽減を図っていきます。

次に、16ページをお開きください。一番上のおおいた出会い応援事業です。

この事業は、未婚化、晩婚化が進行する中、結婚の希望を後押しするため、出会いサポートセンターを運営し、出会いの場づくり等を総合的に実施したものです。

事業の成果ですが、登録会員数の増加により、お見合い実施回数が増え、成婚に結び付いたカップルも生まれました。なお、本年8月からは、センターに来所いただくことなく、スマートフ

ォンで相手を検索できる機能を追加するなど、会員サービスの向上を図っています。

次に、24ページをお開きください。一番上の子どもの居場所づくり推進事業です。

この事業は、子どもの居場所を確保し、貧困の早期発見・支援につなげるため、子ども食堂の開設等への支援とともに、大分県子どもの貧困対策推進計画の実効性を高めるため、子どもの生活実態調査を実施したものです。

事業の成果ですが、子どもの居場所の開設数が増えたこと等により、貧困問題の早期発見、支援の体制強化が図られました。引き続き、子ども食堂などの活動支援に努めていきます。

次に、30ページをお開きください。一番上のみんなで進める健康づくり事業です。

この事業は、健康寿命を延伸させるため、健康づくりに対する県民意識を醸成するとともに、温泉を活用した健康プログラム創出に取り組む市町村を支援したものです。

今後の方針としては、温泉を活用した健康増進プログラムの効果を広く情報発信するとともに、観光関係者によるプログラム創出を促し、働く世代に活用いただくことで、休養・こころの健康対策を進めていきたいと考えています。

次に、35ページをお開きください。一番下の福祉・介護人材確保対策事業です。

この事業は、福祉・介護人材を確保するため、参入促進や離職防止、資質向上等、総合的な取組を実施したものです。

事業の成果ですが、高校や大学等への出前講座の実施により、福祉・介護職への理解促進を図ることができました。引き続き、こうした講座や職場体験等を通じて、福祉の仕事の魅力などについて、若年層に広く発信するとともに、修学資金貸付制度等の積極的な広報を実施していくことで、福祉・介護人材の確保に努めていきます。

次に、52ページをお開きください。上から2番目の障がい者就労環境づくり推進事業です。

この事業は、障がい者雇用を促進するため、障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問や仕事の切り出し、人材の掘り起こし等を行ったも

のです。

事業の成果ですが、障がい者雇用アドバイザーによる全業種への企業訪問を行ったことにより、305人の雇用に結び付きました。また、知的・精神障がい者を新規雇用する企業に対し、研修や奨励金の交付を行うことで、37人の雇用につなげることができました。今年度からは、障がい者雇用アドバイザーを倍増し、体制を充実させており、引き続き企業訪問等による雇用促進に取り組むほか、就職した後の職場定着を強化しています。

次に、104ページをお開きください。一番上の地域のつながり応援事業です。

この事業は、人と人とのつながりを実感できる地域共生社会の実現に向けて、市町村が行う包括的支援体制の整備等を行ったものです。

事業の成果ですが、元年度は地域共生社会の構築に資する人材の養成を行い、地域福祉活動の推進が図られました。今年度からは高齢者や子育て家庭等の多世代交流を促進するとともに、生活の困りごとに対する住民同士の支え合い活動の推進に取り組んでいます。

続いて、令和元年度の行政監査及び包括外部監査の結果について御報告します。

お手元の資料令和元年度行政監査・包括外部監査の結果の概要の1ページをお開きください。まず初めに、行政監査についてです。

2の監査テーマ及び目的のとおり、昨年度は公金収納事務についてをテーマとして実施されました。

次に、5の監査の結果についてです。福祉保健部においては、左側の改善事項として2項目中②証紙消印実績簿の記載の徹底について該当があったので御説明します。

3ページをお開きください。表頭左端の項目欄の上から2番目（2）事務の適正性からみた問題点のイ食品衛生許可等事務です。

左から3列目の監査結果等欄にあるとおり、東部保健所国東保健部の食品衛生許可等事務において、露店での食品販売など、一時的な営業許可申請の際に、証紙の消印を行ったにもかかわらず、消印実績簿に記載していなかったこと

から、改善を求められたものです。

そのため、監査後速やかに、一時営業許可の場合の証紙消印についても、実績簿に記載を行うように改めました。

今後、同様の事案が生じることのないよう、適正な事務処理に努めていきます。

次に、包括外部監査について御報告します。

資料の5ページをお開きください。3の監査テーマ及び監査対象のとおり、昨年度は県民利用施設の管理運営に関する財務事務の執行についてをテーマとして実施されました。

次に、5の監査の結果及び意見についてです。福祉保健部においては、1件の御意見をいただいているので御説明します。

31ページをお開きください。意見17の健康増進法の改正に係る対応についてです。

健康増進法の改正により、公の施設は原則屋内禁煙とされた中で、受動喫煙防止対策を推進する立場である県の関係施設においても、これに即した対応をすべきとの御意見をいただきました。

そのため、本年5月県有建築物の保全に係る研修会において、公の施設を所管する課室に対し、受動喫煙防止対策について説明を行い、適切な対応を推進しています。

**幸福社保健企画課長** 福祉保健部一般会計の歳入歳出決算の主な事項について御説明します。

まず、お手元の令和元年度決算附属調書の4ページをお開きください。歳入決算額の予算に対する増減額についてです。

左端科目欄の一番上、福祉生活費国庫補助金が7億8,529万1,827円の減となっています。

これは、増減理由欄の減収となったものの上から2番目社会福祉施設整備費補助金における救護施設整備事業の繰越明許や、4番目障がい者福祉施設整備費補助金における繰越明許と不用額の発生などによるものです。

次に、9ページをお開きください。科目欄の下から5行目の繰入金の基金繰入金のうち災害救助基金繰入金が6,165万2,510円の減となっています。

これは、県内で大規模災害がなかったことから、災害救助経費が見込みを下回ったことによるものです。

次に、二つ下の社会福祉振興基金繰入金が3,014万1,912円の減となっています。

これは、病児保育を実施する市町村に対し運営費を助成する病児保育充実支援事業費等が見込みを下回ったことによるものです。

続いて、10ページをお開きください。一番下、地域医療介護総合確保基金繰入金が2億6,229万8,525円の減となっています。

これは、11ページに続きますが、地域医療介護総合確保施設設備整備事業費における医療機関に対する補助金等の所要額が見込みを下回ったことによるものです。

次に、16ページをお開きください。不用額についてです。

科目欄の中ほど、福祉生活費の社会福祉費の一番下、障がい者福祉費が2億8,749万2,699円となっています。

これは、障がいの重い方々の医療費を負担する重度心身障がい者医療費給付事業費の市町村給付額が見込みを下回ったことによるものです。

次に、その下の児童福祉費の上から2番目児童保護費が2億6,708万5,725円となっています。

これは、保育所等における延長保育や一時預かり等の子育て支援事業を実施する市町村に対し助成する地域子ども・子育て支援事業費の補助金等が見込みを下回ったことによるものです。

次に、23ページをお開きください。収入未済額についてです。

科目欄の下から4行目、分担金及び負担金のうち、一番下の福祉生活費負担金が6,101万9,685円となっています。

これは、さきほど部長から御説明したとおり、児童を児童養護施設等に入所措置した場合に、保護者等から徴収する負担金が、納入義務者の生活困窮などにより収入未済となったものです。

次に、49ページをお開きください。国民健康保険事業特別会計における歳入決算額の予算に対する増減額についてです。

科目欄の上から8行目の国庫負担金が2億3,632万1,199円の増となっています。

これは、保険給付費等に要した費用のうち32%相当として交付される国の療養給付費等負担金が見込みを上回ったことによるものです。

次に、その下の国庫補助金が1億9,924万9千円の増となっています。

これは、保険給付費等に要した費用のうち9%相当として交付される国の調整交付金が見込みを上回ったことによるものです。

次に、51ページをお開きください。国民健康保険事業特別会計と母子父子寡婦福祉資金特別会計における不用額についてです。

まず国民健康保険事業ですが、科目欄上から7行目の国民健康保険事業費のうち、2番目の保険給付費等交付金が1億9,527万5,324円となっています。

これは、市町村に対する当該交付金の算定の元となる被保険者数が見込みを下回ったことによるものです。

続いて、母子父子寡婦福祉資金ですが、その下の科目欄貸付金が1億4,317万8,784円となっています。

これは、母子家庭等への貸付金の貸付実績が見込みを下回ったことによるものです。

次に、53ページをお開きください。

母子父子寡婦福祉資金特別会計における収入未済額についてです。

科目欄の上から4行目の母子父子寡婦福祉資金の貸付金元利収入が9,724万9,184円となっています。

これは、さきほど部長から御説明したとおり、納入義務者である母子家庭等の生活困窮などにより、収入未済となったものです。

決算附属調書の説明については以上です。

次に、歳出決算の主な事業について御説明します。

令和元年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の59ページをお開きください。まず初めに、福祉保健企画課関係についてです。

表頭右端の事業説明欄の一番上、災害時要配慮者支援事業費決算額3,079万9,039

円です。

これは、災害時における高齢者や障がい者など要配慮者の安全・安心を確保するため、早期避難の意識啓発や避難訓練の実施を促進するほか、適切な避難場所を提供するための体制整備等を行ったものです。

私からは以上です。以降、その他の事業については各所属長から説明します。

**今仁保護・監査指導室長** 事業別説明書60ページをお開きください。保護・監査指導室関係について御説明します。

下段の第2目扶助費の事業説明欄の生活保護費決算額15億8,041万6,664円です。

これは、生活保護に要した経費のうち、県に実施責任のある町村分に関するものなどです。

**一丸医療政策課長** 事業別説明書67ページをお開きください。医療政策課関係について御説明します。

事業説明欄の上から2番目、災害拠点病院等耐震化緊急整備事業費決算額4億74万2千円です。

これは、地震発生時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院の耐震化に要する経費を助成したものです。

なお、本事業により昨年度南海医療センターの耐震化工事が完了し、県内全ての災害拠点病院が耐震化整備済みとなりました。

**北村薬務室長** 事業別説明書69ページをお開きください。薬務室関係について御説明します。

第5項薬務生活衛生費第2目薬務費のうち、事業説明欄の一番上、薬務取締費決算額473万3,542円です。

これは、医薬品等製造・販売業者に対する監視・指導、毒物劇物取扱者試験の実施、薬務関係情報システムの運用等に要した経費です。

**二日市審議監兼健康づくり支援課長** 事業別説明書75ページをお開きください。健康づくり支援課関係について御説明します。

下段の第6目母子衛生費のうち、事業説明欄の一番上、周産期医療体制推進事業費決算額9,221万9,556円です。

これは、ハイリスク妊娠や出産、低体重児の

出生、産科救急等の高度な周産期医療を県民に提供するため、大分大学医学部附属病院など5か所の周産期母子医療センターに対し運営費を助成するとともに、大分県立病院に新生児集中治療室NICU病床3床の整備費を助成したものです。

**木内国保医療課長** 事業別説明書78ページをお開きください。国保医療課関係について御説明します。

第3目予防費のうち、事業説明欄の一番上、後期高齢者医療等推進事業費決算額188億7509万7,035円です。

これは、後期高齢者医療制度の健全な運営のため、後期高齢者療養給付費に対する定率負担、高額な医療費に対する公費負担、低所得世帯に属する被保険者等の保険料軽減分の公費負担及び後期高齢者医療広域連合等が行う事務等に係る費用負担を行ったものです。

次に、79ページをお開きください。国民健康保険事業特別会計の下段、第2目保険給付費等交付金決算額1,005億5,720万3,676円です。

これは、国民健康保険事業を円滑かつ確実に実施するため、市町村が行った療養の給付等の保険給付の実績及び医療費適正化や国民健康保険税収納率向上に向けた取組等の状況に応じ市町村に交付したものです。

**黒田高齢者福祉課長** 事業別説明書83ページをお開きください。高齢者福祉課関係について御説明します。

第3目老人福祉費のうち、事業説明欄の地域包括ケアシステム構築推進事業費決算額1,388万6,841円です。

これは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活サービスを切れ目なく提供できる仕組み―地域包括ケアシステムの構築を図るため、構築に向けた人材育成や、在宅医療と介護の連携推進のための研修開催等を行ったものです。

次に、事業別説明書85ページをお開きください。事業説明欄4番目の介護労働環境改善事業費決算額3,864万5千円です。



これは、働きやすい職場環境の整備を支援することにより、介護従事者の負担軽減と離職防止を図るため、介護ロボットやノーリフティングケア（抱え上げない介護）に係る機器、ICT機器の導入経費の補助を行ったものです。

**首藤こども未来課長** 事業別説明書の89ページをお開きください。こども未来課関係について御説明します。

事業説明欄の上から4番目、保育環境向上支援事業費決算額6,038万7,680円です。

これは、保育現場の働き方改革を推進し、保育人材の確保と職場定着を図るため、保育士を目指す学生への修学資金貸付けによる資格取得や、就職準備金による潜在保育士の再就職を支援したほか、ICTを活用して業務効率化に取り組む保育施設を支援するなどしたものです。

**河野こども・家庭支援課長** 事業別説明書の93ページをお開きください。こども・家庭支援課関係について御説明します。

事業説明欄の下から3番目、児童虐待防止対策事業費決算額1,283万7,876円です。

これは、児童虐待防止の徹底を図るため、関係機関との連携を強化するとともに、児童相談所の弁護士配置日数を倍増するなど、法的対応能力の強化を図ったものです。

次に、96ページをお開きください。母子父子寡婦福祉資金特別会計の第1目貸付金、事業説明欄の一番上、母子父子寡婦福祉資金貸付金決算額3,521万5,500円です。

これは、ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、必要な資金を貸し付けることにより、その経済的自立や児童の福祉の増進を図ったものです。

**藤丸障害福祉課長** 事業別説明書の98ページをお開きください。障害福祉課関係について御説明します。

下段の第2目障がい者福祉費のうち、事業説明欄一番下、重度心身障がい者医療費給付事業費決算額9億4,654万円です。

これは、障がいの重い方々の医療費負担の軽減のため、本人負担分について、県と市町村が2分の1ずつ助成したものです。

なお、昨年10月から、障がいのある方々や

御家族の負担軽減を図るため、申請手続を不要とする自動償還払方式に移行していますが、各医療機関等の御協力のもと、問題なく事務処理ができています。

**比護障害者社会参加推進室長** 事業別説明書の100ページを御覧ください。障害者社会参加推進室関係について御説明します。

事業説明欄中ほどの障がい者芸術推進体制整備事業費決算額3,084万3,438円です。

これは、平成30年に開催された全国障害者芸術・文化祭を契機とした障がい者の芸術文化活動を継続・発展させるため、大分県芸術文化スポーツ振興財団内におおいた障がい者芸術文化支援センターを設置し、福祉事業所等に対する相談支援や、企画展の開催など芸術文化活動の発表・鑑賞の機会の提供等を行う体制を整備したものです。

**森副委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が5名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**猿渡委員** 事業説明書62ページ、保健所費について伺います。

新型コロナウイルス感染症への対応、本当にお疲れさまです。この対応に多忙を極めたと思われる3月の保健所職員の長時間労働の実態はどのようになっていますか。

また、過去に保健所の再編、統合の動きが全国的にあり、2008年に大分県でも再編、統合されましたが、再編、統合以前と職員数や体制はどう違っているか。1保健所管内の人口はどう変化したか教えてください。

それと、保健所の日常業務は幅広くいろんな業務がありますが、主なものを簡単に結構ですので説明願います。

次に、事業説明書103ページの発達障がい児・家族支援体制強化事業費についてです。

発達障がいの診断や診療待ちはどのような状況か御説明ください。早期発見、早期支援が大

変重要で、診断や療育の体制強化が必要と考えますが、どうですか。

**幸福社保健企画課長** 私から保健所について回答します。

大きく3点ありましたが、まず1点目の保健所職員の長時間労働です。

御存じのように、新型コロナウイルス感染症の業務増大等に伴い、本年3月の保健所職員一人当たりの時間外勤務については15.4時間となっており、前年同期に比べ5.5時間の増となっています。

その次、再編にあたり保健所の職員と体制について、まず、その中で保健所の体制についてです。

本県の地域医療計画における2次医療圏の見直し等を踏まえ、委員が言われたように、平成20年4月からそれまでの五つの県民保健福祉センターと四つの保健所、支所を含めると全体で13となりますが、それを現在の6保健所3保健部に再編しました。

また、保健所の組織体制は、現行、基本的には健康安全企画課、衛生課、地域保健課の3課体制ですが、東部保健所と豊肥保健所は検査課を備えているので、4課体制となっています。課の名称等について変更していますが、再編前の組織体制とほぼ同様となっています。

次に、職員数についても質問がありました。再編前は職員数は274人で、再編後は管理部門の統合等により254人となっています。

それと、1保健所所属当たりの管内人口は、平成17年10月1日現在の人口と比較となりますが、その当時の再編前は管内所属当たり5万7,481人でしたが、再編後は8万3,028人となっています。

なお、新たな保健所のアクセスに時間を要する国東、由布、豊後高田地域は、住民の利便性を確保するため、再編した平成20年度から支所として保健部を設置しています。

最後に、保健所の業務についてです。

医療機関への立入検査などの地域医療に関する業務のほか、歯科保健や食育などの健康増進、精神保健や結核感染症対策、また、食品衛生や

廃棄物対策などの環境衛生業務などを行っています。

一方、乳幼児健診や栄養指導など、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスについては市町村が一義的に提供することになっているので、保健所については、市町村が行う保健業務に対する技術的助言や職員研修などの支援を行っています。

なお、感染症対策は、従前からのインフルエンザやO157の感染症とあわせ、今回新たに新型コロナウイルス感染症への対応業務が加わっています。

これから季節性インフルエンザの流行期を迎えますが、離島やへき地など小さな診療所でもインフルエンザと新型コロナの対応を同時に行えるよう、保健所としてもきめ細かい対応をすることが必要と考えています。そういったことに保健所がその役割を十分果たせるよう、状況に応じて職員の増加等も検討していきます。

**藤丸障害福祉課長** 発達障がい児・家族支援体制強化事業についてお答えします。

県内には発達障がいの診断や言語療法などを行う専門医療機関が8か所あり、以前は長くて半年待ちの状態となっていました。

発達障がいのある子どもの支援は、身近な地域で障がいを早期に発見し、一人一人の状態に応じた適切な支援を行うことが必要なため、これまで市町村が行う5歳児健診への専門医の派遣やかかりつけ医などの対応力向上研修を行い、地域で障がいを早期に発見する仕組みを整えるとともに、障がい児への療育や、その家族への相談支援を行う児童発達支援センターを県内6圏域に16か所整備するなど、身近な地域で支援ができる体制づくりを進めてきました。

また、専門医療機関での円滑な受診を図るため、大分県発達障がい者支援センターE-COALにコーディネーターを配置し、各医療機関の受診予約状況の把握及び市町村担当課などへの情報提供を行い、令和元年度は延べ337回の電話、メールでの相談、支援調整などに対応してきた結果、現在では待ち期間なく受診ができる専門医療機関も出てくるなど、全体的に待ち

期間は短縮されています。

これまでの取組に加え、各地域内での関係機関の連携を一層強化するなど、引き続き適切な支援が行える体制を進めます。

**猿渡委員** 1保健所当たり5万7千人余りから8万3千人余りと、担当する人口が増えていると答弁がありました。本当に現場の皆さん方は努力されていると思います。

今、コロナ禍の中、いろいろ指摘されていますが、2009年、新型インフルエンザが流行したとき、専門機関が厚労省に対して提言を行っており、その報告書を2010年6月に出しています。その中で国立感染症研究所や保健所、衛生研究所を含めた感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材の育成を進めるとともに、関係機関の在り方や相互の役割分担、関係の明確化が必要だと提言しています。ある方がその後提言を受けて国が改善してこなかった、この提言を軽視してきたのではないかという指摘をされており、私もこれは大変大事な指摘だと思います。

今後に向け、様々な感染症を心配している専門家からもそういう危惧の声があがっている中、保健所等の関係機関、専門機関の体制の充実、正規職員の増員が必要と考えます。その点について、さきほど若干答弁がありました。再度答弁願います。

それと、発達障がい児の関係は待ち期間が短縮されたということですが、どのくらい短縮されているか、まだ待ち期間はあるかと思いますが、答弁ください。

**幸福社保健企画課長** 私からは保健所の体制強化についてお答えします。

今言われたように、今回の新型コロナウイルス関係で保健所の業務が増大したことから、県としてもその業務等に対応するため、これまでも兼務職員の配置や非常勤職員の看護職、事務職の配置等を行いました。また、さきほども答えたように、今後のインフルエンザ流行期についても対応します。

委員が言われたように感染症の部分や業務等について、その都度、必要な業務量等を踏まえ、

所掌する総務部とも協議しながら体制を整えてきています。国での検討等があるなら、その辺の国の通知等も踏まえ、現場の市町村の状況といった関係機関等の声も踏まえながら体制を整えていきます。

**藤丸障害福祉課長** 現在の待ち期間の状況ですが、なしが1か所、2週間で1か所、1か月から2か月が2か所、2か月から4か月が3か所、少し長いところで6か月程度が1か所という状況です。

以前は、さきほども言いました1か月から長くて半年ほどでしたが、全体的に短くなっています。

**猿渡委員** 私がさきほど紹介したのは、2010年6月に新型インフルエンザ対策総括会議報告書としてまとめられたもので、いろいろな他の業務、通常業務についても説明されましたが、他の業務に対する支障はないか、その辺の状況はどうか教えてください。

**幸福社保健企画課長** 通常業務に支障はないかについてですが、統計等の業務は国が期限の延長をしています。

また、さきほど言ったように、兼務職員や非常勤職員の配置をされており、それにより通常業務や保健師が専門的な業務に専念できるように配置もしているので、そういった期限等も含め、また健康増進等はさきほど言った市町村への指導、助言も含めて本来の業務に支障がないよう取り組んでいきたいと考えています。

**玉田委員** 事業3点について、主要な施策の成果を基に伺います。

今年度、各市町村が介護保険事業計画の見直しをして基盤も整備しないといけないし、それを支える人も少ない。また、予算も限られ、本当に高齢化が進む中、大変苦労しているなど思っています。そういう中で、次の3点について、これから改善する方向でいろいろ僕らも知恵を絞りたいということで伺います。

1点目は、34ページの介護サービス基盤整備事業です。

これは評価がBになっており、これについて採算性が合わないという理由がありました。実

績値に数字が入っていないということもあり、その辺をもう少し説明できる部分があれば教えてください。

それから、2点目は36ページの若年性認知症相談支援体制整備事業についてですが、評価はAとなっています。

ただ、実績値が目標90に対して127で、相談件数も500件を超えたこともあり、これもずっと指摘しているように、実態を見ると一人の方が今やっているということですが、そういうことも含めた体制整備について、その配置状況と勤務状況について改めて聞きながら、これからについてどうお考えか伺います。

3点目は、安心で質の高い医療サービスの充実の中の41ページ、地域医療介護総合確保施設設備整備事業についてです。これは評価がDとなっていますが、この理由を伺います。

**黒田高齢者福祉課長** 介護サービス基盤整備事業と若年性認知症相談支援体制整備事業についてお答えします。

まず、介護サービス基盤整備事業についてですが、この成果指標の評価がBとなった理由です。この事業は地域包括ケアシステムを推進するため、定員29人以下の小規模な介護施設の整備など地域の実情に応じた介護サービスの提供体制を行うもので、この成果指標は、各市町村において3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、各市町村が年度ごとに目標としているサービスの利用人数を積み上げた数を基に設定しています。

令和元年度の実績は、来年3月頃に確定する見込みとなっており、今回は、平成30年度の評価の達成率100%未満から90%以上を採用してB評価としています。

一方、事業成果は今後の方針の欄でも示しているとおおり、成果指標は、確かにおおむね達成していますが、活動指標としている施設の整備や改修実績は余り振るっていない状況です。

こちらは、市町村が計画に基づき事業所を公募によって指定する場合、事業の採算性が合わないなどの理由により、公募に手があがらないといったことが主な原因となっています。

今後、その要因について市町村ともよくコミュニケーションを図りながら、うまくいっている市町村の取組事例の周知を行うなど、各地域において必要なサービスが提供される体制構築に努めます。

続いて、若年性認知症相談支援体制整備事業についてお答えします。

この事業は、企画提案公募により由布市にある介護老人保健施設健寿荘にこの事業の業務を委託し、現在、この施設に一人のコーディネーターを配置し、当事者や御家族からの相談内容に応じ就労支援や専門医療機関への受診支援、また、介護や福祉サービスの利用支援などを行っています。

勤務状況は、コーディネーターは月18日5時間を基本に電話やメールによる相談のほか、必要に応じ、相談者の御自宅に訪問するなど丁寧な対応をしています。

待遇面は、各種社会保険に加入し、通勤手当や旅費の支給を受けていますが、昨年度来、御指摘のとおり、給与面は九州各県に及ばないところもあったため、今年度から給与を九州各県の平均額と同程度になるよう改善を図りました。

さきほど委員からコーディネーターの業務の相談件数が増え、手が回らなくなってくるのではないかとといった指摘もありましたが、確かにコーディネーターの相談件数は500件前後まで増加している状況です。

ただ、今のところ対応できています。今後はコーディネーターから地域の支援者に引き継ぐ事例を増やしていくことにより、体制を強化していきます。

**一丸医療政策課長** 主要な施策の成果41ページが一番上、5の地域医療介護総合確保施設設備整備事業の評価がDとなった理由を説明します。

この事業は、急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまで、切れ目のない医療提供体制を整備するため、急性期病床から今後不足すると見込まれている回復期病床への転換等を行う病院に対し、整備費の一部を補助するものです。

当初は3病院で計77床の転換予定でしたが、

病院の事業計画変更により、年度途中で計画の取下げや縮小等があり、結果として2病院で計50床の転換となったものです。

今後は、年度途中で大きな計画変更などが生じないよう、事業遂行の意思等を十分確認しながらやっていきます。

**玉田委員** まず、介護サービス基盤整備事業について、採算性が合わないということで、今の課長の答弁で市町村と意思疎通を図りながら進めていきたいという話がありました。採算性が一番のポイントなのかなという中で、どのようにこれから確保していくか、考えがあれば教えてください。

それから、若年性認知症のコーディネーターの件はよく分かりました。今年度、若年性認知症の実態調査を進められているので、その結果を見ながら、これから県下でどういう体制を取っていくか、そのときのマンパワーはどう活用していくかについて、改めて検討してください。

これについては、各自宅に何うといっても県下をカバーして回っているとか、介護をしている方が若い方で、働いている方が多いから時間調整を含め、非常に大変だという話も聞いています。そういう体制も含め、結果を見ながらやってください。

それから、最後は41ページの設備整備事業について、また来年度は66という目標を立てられているが、このまま進めていくか、それとも新型コロナウイルスで地域の医療体制が少し検討されるということで目標値自体も変えていくのか、その辺は流動的なのかどうか教えてください。

**黒田高齢者福祉課長** 介護サービス基盤整備事業について、御指摘のとおり、今回整備が進んでいないのは、確かに身近な市町村で提供されることが適当なサービスであり、例えば、定期的な巡回や随時通報への対応など利用者の心身の状況に応じ、24時間365日の介護、看護などサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスとか、非常に人員も必要なサービスであり、そういった中で、やはり報酬に対して採算性が合わないというところで、なかなか

か手をあげにくい現状です。

そういった中でも、採算を取って非常にうまく事業を運営されている例や、そういった研究をしている団体もあり、採算が取れる事業の運営について、市町村の担当者に説明する機会を今年度から設けました。

そういったことも含め、必要なサービスがきちんと必要な地域で提供される体制について市町村の支援をしていきます。

**一丸医療政策課長** 地域医療構想の今後の進め方の御質問についてです。

委員が言われるように、新型コロナウイルスの対応について今後どうするか、そういったことも地域医療構想の中に組み込むべきではないかという御意見もあるやに聞いていますが、今のところ、具体的にどう組み込むかとか、どう反映するかはまだ出てきていないので、そういった状況を見ながら、構想全体をどう進めていくか検討していきます。

**玉田委員** 冒頭に言ったように、今年、介護保険を含め、いろんな事業計画が見直されるし、県でも、介護保険の支援計画を含め、いろんな形で見直されるので、その中でぜひ実態に合わせた議論を含め、前に進めてください。要望です。

**浦野委員** 事業別説明書85ページ、介護労働環境改善事業費の内容を質問します。

こちらの事業費は予算額と決算額の差異があり、予算が5,561万6千円、決算が3,864万5千円と、不用額調書を見ると同事業費による補助費等が見込みを下回ったものとありますが、長期総合計画の事務事業評価によると、介護ロボットの導入台数は、同補助を受けたロボットの導入台数は伸びていると記載があり、どういった理由で予算額と決算額の差異があるか、もう少し詳しく教えてください。

あと、同事業による介護ロボット導入事業者の作業負担の軽減効果、また、実際作業に従事する介護従事者の満足度についてどのように捉えているか、教えてください。

**黒田高齢者福祉課長** 介護労働環境改善事業費について御質問がありました。

まず、今年度事業費による補助費等が見込みを下回った理由は、この事業は冒頭でも話したとおり、現場の働きやすい職場環境の整備を支援するため、介護ロボットやノーリフティングケアに係る機器、また、ICT機器の導入費用の補助などを行うものです。

このうち、ICT導入の費用補助は、令和元年度は15事業所を対象に、1事業所当たりの補助上限額を地域医療介護総合確保基金繰入金30万円に一般財源で70万円かさ上げし、合計100万円として予算計上しました。国事業では上限30万円のところを県事業で100万円まで上限額をかさ上げし、実施しました。

昨年度は補正予算で対応したこともあり、募集期間が短期間となったこともあって、30万円以下の申請が想定より多くあり、結果として県事業であるかさ上げ分が不用額として出てしまいました。

また、介護ロボット導入事業者の作業負担の軽減効果、また、介護従事者の満足度についても御質問がありました。

県では、介護ロボット導入費用の補助を行った事業所に対し、翌年度に介護ロボットの使用状況とか導入効果を報告いただくこととしており、そういった中で、今年2月に出された前年度導入事業者の使用状況報告によると、例えば、見守りロボットを導入したところでは、身体状況の変化や離床行動の兆候を確認することにより巡回する回数が減ったとか、入浴介護ロボットを導入された事業所では、抱え上げ入浴がなくなることにより身体面や精神面での負担軽減の効果が出たという報告がありました。

**浦野委員** 予算額と決算額の差異の状況は分かりました。

介護ロボット導入事業の件ですが、私も6月に一般質問で介護事業者の問題を質問し、いろいろ話を聞いた中で、介護ロボットを導入し、本当に楽になったとか、作業効率が上がったという話をたくさん伺っているので、引き続き作業負担の軽減につながるような取組をお願いします。要望です。

**馬場委員** 3点教えてください。

子どもの貧困率は15%以下に下がってきていますが、ひとり親家庭の貧困率はまだ50%近くではないかと思えます。

昨年、小学校5年生と中学校2年生全ての家庭に子どもの生活調査を実施されたと思います。

それで、子どもの貧困対策推進計画では、生活の支援や就労支援、また、経済的な支援、教育の支援という四つの主な柱で進められています。主要な施策の成果の22ページの子どもの貧困対策の推進、ひとり親家庭への支援の目標指数のところで母子家庭の年間就労収入が300万円未満の家庭の割合が出ていますが、実際どのようにしてこの割合が出されたのか。また、何世帯ぐらい300万円未満のひとり親家庭があるか、教えてください。

そして、二つ目の母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率が85.7%と出ていますが、修学した人の何人がこの制度を利用したか分かれば教えてほしいのが1点目です。

それから、24ページのひとり親家庭等自立促進対策事業の評価はCになっており、主な事業として三つあげられていますが、そのうち①の就業支援サービスを受けたひとり親家庭の人数が分かれば教えてください。

同じように2番目の貸付けを受けた方、3番目の自立支援給付金の支給を受けた方、それぞれ人数がどのようになっているか教えてください。

それから、48ページの親なきあと支援体制構築事業で評価はDになっており、8050という問題もありますが、この中で市町村での地域生活支援拠点はどうなのかが教えてください。

それから、この評価が、市町村での地域生活支援拠点等整備が目標値4、実績値3でDになったのはどういう理由か教えてください。

**河野こども・家庭支援課長** 大分県長期総合計画の目標指数について質問がありました。

まず、22ページの中ほどの目標指数iの300万円未満の家庭の割合は、平成30年8月に県内の児童扶養手当を受給している母子家庭

の約1万世帯を対象にひとり親家庭実態調査を実施した結果、8,140世帯の母子家庭から回答いただき、就労収入が300万円未満の世帯は83.7%、世帯数は6,813世帯となっています。

それから、二つ目の指標は、就職に有利な資格——例えば、看護師とか保育士ですが、資格を取得する際、支給される母子家庭等自立支援給付金を利用した方は42人で、そのうち就職した方は36人、率にして85.7%となっています。

それから、24ページのひとり親家庭等自立促進対策事業の主な事業の内容について御質問がありました。

まず、1番の母子家庭の母の自立に向けた就業支援サービス等ですが、実際、就業に係る相談や就職のあっせんなどを受けたのは431人です。

それから、2番の事業の母子家庭等自立支援給付金を活用して就職に有利な資格取得を目指す方は、平成28年から入学準備金等についても特別な貸付けを受けられるようになりました。この貸付けを受けたひとり親の数は21人です。

3番目の事業は、専門的資格を取得する期間に生活費相当の給付金を県が支給したもので、県が所管する4町村では2人となっています。

**藤丸障害福祉課長** 親なきあと支援体制構築事業についてお答えします。

2点あったと思いますが、まず1点目の市町村の地域生活支援拠点は、障がい者の重度化とか高齢化、また親の高齢化などもあります。そういった親なきあとを見据え、障がい者の生活を地域全体で支える体制を構築するため、相談や緊急時の受入れなどの機能を地域の実情に応じて整備していくものです。

具体的には、障がいのある方が自宅で暮らしているとき、家族の突然の入院などにより緊急に支援が必要となった場合に相談を受け、一時的な受入先の確保や、自宅を出てグループホームで生活する前の段階で、宿泊体験の機会の場を提供することなどです。

次に、成果指標の評価がDになった理由は、

令和元年度末までの整備を目標としていた4市のうち、1市で相談支援専門員の確保ができず、整備に至らなかったことから達成率が75%になったことによるものです。

この整備ができなかった1市を含め、今年度中に全市町村が拠点を整備する予定となっており、県は必要に応じ、アドバイザーを派遣し、整備が円滑に進むよう支援します。

**馬場委員** ひとり親家庭の部分で一つ要望ですが、学校等にスクールソーシャルワーカーがいて、その辺のつなぎの部分で、いろんなこと、本当に良かったなというところがいっぱい出てきていると思います。調査の中でも制度をまだまだ知らない方が多いかと思うので、ぜひ周知をお願いして終わります。

**尾島委員** 2点お伺いします。

まず、事業別説明書70ページの県立看護科学大学についてです。

昨今、看護師不足が言われていて、特にコロナ禍が拍車をかけたのではないかと思います。先般、小さな医院のかかりつけ医と話す機会がありましたが、やはり看護師が不足し、今後、医院の死活問題だと言われていました。その中で変な話ですが、男性でもいいから看護師を確保したいということがあったので、今日の質問に至りました。

まずは、令和元年度の入学者、また、入学者の中で県内外の比率が分かればお願いします。

それから、就職も県内外の比率が分かればお願いします。

当然入試があつて、競争倍率が出てきますが、何年か、ここ最近の競争倍率についてお願いします。

さきほど言った男性の受験や入学状況は最近どうなっているか、その点もお願いします。

仮に男性が増加する、入学者が増えることになれば、トイレや更衣室等のロッカーが施設的に対応できるか。以前、警察学校で女性警察官が増え、宿舎やトイレを大幅に増やした過去の例があるので、そこを質問します。

それから、2点目は事業別説明書103ページの発達障がい児等心のネットワーク推進事業

費についてです。

さきほど猿渡委員からも質問がありましたが、身近な地域で早く発見し、その後の支援につなげていくためのネットワークだと思います。最近、特別支援学級の入学者が非常に増えていると言われ、こういったネットワークの早期発見の仕組みができたことが裏にあると思いますが、発達障がい児等の配慮が必要な児童生徒は教育委員会も非常に増えていると判断し、親の希望としても、できるだけ普通の小中学校で一般の子ども——一般というのは失礼かもしれませんが、普通に学ばせ、しっかり支援学級で面倒を見てほしいという希望が高いらしいですね。

今後、こういう事業は非常に大事になってくると思うので質問します。主要な施策の成果25ページに大学専門医の派遣回数が43回とありますが、実施された市町村、具体的にどこに何人ぐらい派遣したか教えてください。

それから、子どもの心の専門研修の受講者——特に対象は医師とか看護師や保健師、保育士も含め、こういった方々だろうと思いますが、何人ぐらい受講されたか、そういった受講によって得られたスキルがその後どういかにされているか、研修成果についてもお願いします。

**一丸医療政策課長** 県立看護科学大学の入学者及び就職者の県内外の割合、また、男子学生への対応についてお答えします。

まず、入学者です。令和元年度の看護学部入学者数は80人で、うち県内出身者が55人、割合にして69%、県外出身者は25人で割合にして31%です。

受験者は302人で、合格者が93人、実質的な倍率は3.2倍になっています。

御質問の過去の倍率は、平成28年度が3.5倍、平成29年度が4.5倍、平成30年度が2.9倍、平成31年度が3.2倍という状況です。

続いて、令和元年度の看護学部の就職者数は68人で、うち半数の34人が県内就職、残りの半数が県外に就職しています。

なお、就職した68人のうち、41人は県内出身者で、そのうち32人、割合にして78%

が県内に就職している状況です。

それから、男子学生ですが、令和元年度の看護学部の男性受験者は21人、割合にして6.9%、このうち合格者が7人、入学された方は5人です。

御質問にあったトイレやロッカールーム等ですが、図面等で確認しても、男性、女性用それぞれトイレは対になる形で設置されています。また、ロッカールームというか更衣室、それから、談話室も男性用、女性用と既に設備投資があるので、御質問にあったように男性の入学者が今後増加しても十分対応できると考えています。

**藤丸障害福祉課長** 発達障がい児等心のネットワーク推進事業についてお答えします。

まず一つ目、大学専門医の派遣43回の実施市町村は、昨年度は日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、九重町の計10市町の5歳児健診などに対して派遣し、発達障がいの疑いのある154人の子どもの診察を行いました。

それから、研修について、子どもの心の専門研修は、心理士や児童精神科医を講師として、見ることや聞くことに得意、不得意があるなど個々の子どもの特性に応じた関わり方を学ぶことを目的に、地域別に10回開催しています。

参加者は629人で、その内訳は医師が8人、看護師が12人、保健師が123人、保育士が130人のほか、福祉サービス事業所職員や行政関係者が356人という内訳となっています。

研修に参加した保健師からは、より具体的な支援につなげるためにも心理検査や子どもの特性などの情報を集めて丁寧に分析することの大切さを改めて感じたとか、保育士からは、気になる子どもが増えてきた中で研修を園の職員全体で受けることができ、関わり方も統一して行えると感じたといったような声が聞かれ、母子保健や保育などそれぞれの支援の現場でいかされていると考えています。

**尾島委員** 今、大学専門医の派遣が43回、昨年もこれを見ると同じような数ですが、10市町と言われました。例えば、宇佐は入っていない



かったですが、こういうところはそういった専門医の方がいたり、体制が十分に取れているということですか。

**藤丸障害福祉課長** 専門医を派遣していない他のところ——ただいま言われた宇佐市は、従前から独自に確保して健診等で対応していたところで、そういった体制を県が支援する必要があるところに派遣しています。

**森副委員長** それでは、ほかに事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

**三浦委員** 事前通告していません。1点、主要な施策の成果16ページの出張えんむす部、おおいた出会い応援事業です。

会員数並びに成婚数とも実績を着実に伸ばされているなど思い、今朝も確認したら、会員数は男性が817人、女性が835人、合計1,652人で、もう既に令和2年度の目標1,200人を達成しています。

あわせて、成婚数も令和2年度は目標30組に対し、既に33組が成婚しているということで、本当にありがたい、しっかり支援していただいていると大変誇らしく思っています。

また、コロナ禍での事業ということで大変御苦労もあったのではないかと思います。先日は私の地元の日出町にも出張えんむす部が来たと聞いています。そういった御苦労がある中、これだけの成果を残されているので、ぜひ委員の皆さんに担当課長から取組事例等や、来年度以降の目標達成に向けた意気込みを聞かせてください。

**首藤こども未来課長** おおいた出会い応援事業について説明します。

委員が言われたとおり、成婚数や会員数は目標を上回るペースで順調に推移していましたが、特に今年はコロナで、若干センターに来られる方が減る状況がありました。6月、7月ぐらいまでは例年より少ない状況でしたが、感染防止に努めながら受け入れる環境を整えてきました。

その中で、8月から新たにセンターだけでなく、個人のスマートフォンでもお見合いの相手が検索できるといったシステムの改修や、お見合い相手と成功したときにすぐに連絡先を交換

するのではなく、チャット機能をシステムの中に設け、連絡先交換までの間に2人だけでやり取りできる仕組みなど、いろんな細かい工夫をして利便性の向上に努めています。

その影響もあり、8月以降の会員の検索も2倍から3倍ぐらいまで増えている状況もあり、お見合い件数も8月は昨年と比べると2倍、9月においても1.7倍と大きく増えています。

そういった成果も見えているので、スマホ検索等が非常に受け入れられていると考えているし、会員数そのものも新規の登録が8月、9月は2倍以上、昨年同月比で増えています。

そういったことで、今後も会員の皆さんにアンケートを取りながら、それぞれニーズを聞き、必要な創意工夫をして、少しずついろんな利便性を高めていき、引き続きマッチングが円滑に進むように努めます。

**三浦委員** ありがとうございます。期待をしています。

成婚するとサービスは今どきようになっていますか。

**首藤こども未来課長** 成婚したカップルには、成婚と同時にセンターの会員としては退会手続きを取っていただくことになっています。退会手続きでセンターに来られたときに、若干の金額ですが、記念の商品券をお渡しして、その機会にインタビューさせていただき、成婚の様子をホームページやSNS等で配信し、またそれで多くの人にセンターの魅力を感じていただくような仕組みで取り組んでいます。

**三浦委員** この事業ができる前、私自身も職員の皆さんと一緒に茨城に調査に行った経緯もあったので、これからも引き続き応援したいと思うし、また、さきほど言ったので重ねてになりますが、この事業は期待しているので、よろしくお願いします。

**末宗委員** 何点かありますが、事業別説明書の60ページで生活保護を中心とした扶助費は事業別で福祉保健企画課となっており、さきほど保護・監査指導室長が説明したかと思いますが、そこら辺りが少し奇異に感じたので質問します。そして、生活保護費で15億円ほど使っていま

すが、何件か書いていないから、1件当たりいくらか伺います。

それに関連し、部長に聞きたいですが、昨日だったか、政府のコロナ対策が行き当たりばったり対策だったけど結果オーライという答申が出ていました。大分県のコロナ対策も大変だったと思うけど、ちょうどこのコロナ対策の議論をしている中で、竹中平蔵さんがベーシックインカム、要するに生活保護と年金と医療、そこら辺りを単純にベーシックインカムで制度を作ろうという提言をしています。今、非常に福祉が複雑化した中、恐らく職員も福祉全体が分かる職員はいないのじゃないかと思っています。国民は問題が起きて、担当に行って、これはここだとか、いろいろなところをいつも聞くんじゃないかと。

僕は市民から相談があったら、とにかく担当に詳しく聞かないことには話が進まない状態で、非常に社会というか、行政がいたずらに複雑にしてしまった面があり、ベーシックインカムというのに魅力を感じる部分があるが、そこら辺りを大分県としてはどう考えているか。職員はたくさんいるから、そういう答弁はすぐできると思うけど、部長よろしく。

それともう1点、たばこの件で、公の施設は原則屋内禁止とあったんだが、愛煙家にとって、たばこはささやかなストレス解消法でもあるけど、民間においては、かたくなに守る者もいます。臨機応変に対応しているところもある。この罰則は、役所はいいから民間の罰則はどうなっているか。それと、行政として罰則を厳格に適用する気があるかどうか、そこら辺りの答弁をお願いします。

**今仁保護・監査指導室長** 予算上は福祉保健企画課の所属ですが、事務は課内室的な保護・監査指導室が実施しているので、私がお答えしました。

また、保護費の1件当たりの金額は今なかったですが、ざっと計算したところ、1月当たり1世帯で18万円ほど。これは現物支給の医療費を含んだ額なので、少し多いように見えますが、現金支給はずっと少なくなります。

**廣瀬福祉保健部長** 要はいろんな福祉の制度が多岐にわたっています。それはなぜかと言うと、やはり生活をされている方はそれぞれの事情があり、いろんな事情を抱えている方にどうサービスを行っていくかといったことで制度が構築されていると認識しています。

そんな中、その制度をしっかりと困っている方々、必要な方々に伝えるためには、やはりしっかりと知識を持たなければいけないし、専門性を持たなければいけないのは、私どもの部では特に求められるのではないかと思います。

基本的にワンストップでのサービスは、一番身近なサービスの主体である市町村がしっかりと役割を果たしていけばいいかと思っています。県としては、それぞれの課の中で専門性を持って、どんなサービスを受けられるかをしっかりと県民の方に返せる体制をつくる。そうは言いながら、それぞれ自分のことしか分からないということでは、なかなか全体の福祉、保健、医療のサービスは見えませんので、私どもが今取り組んでいるのは、担当間での情報共有——担当課長の会議をしたり、総括の会議をしたりして情報共有に努めています。

**藤内感染症対策課長** 前健康づくり支援課長として、受動喫煙対策について回答します。

委員御指摘の罰則の運用は、確かに改正健康増進法においては非常にデリケートな部分だと考えており、実際、例えば、建物内禁煙になっている施設にもかかわらず、灰皿を置いていて、そこでたばこを吸える状況になっている場合、まずは一旦保健所から灰皿を撤去するように指導します。その指導にもかかわらず、灰皿を撤去しない場合は、県がその施設名の公表をします。その上でも撤去しない場合、さらに最高50万円の罰金といったような——これは地方裁判所の手続を経て行われます。罰則の適用に関しては、段階を踏み、それまでにしっかりと施設なり管理権限者という施設を管理される方に丁寧な指導をした上で、それでもどうしても協力いただけない場合、罰則の適用となります。

そういう意味で、受動喫煙対策をしっかりと徹底する上で今回の改正健康増進法にはこういう

罰則規定が設けられていますが、罰則を適用することが目的ではなく、本当に受動喫煙対策を徹底していくことが重要なので、その辺り、行政としてはしっかり指導を重ね、協力を得ることが重要と考えています。

**末宗委員** 法律は、罰則を民間人には設け、役所の中には余り罰則がないよね。非常に僕は不公平だといつも思っているが、この言葉を覚えておいて、そのときは適用してください。

それと、市町村が窓口でというさきほどの話で、福祉とか医療とかは市町村だけで対応できない分が山ほどある。県だけでも対応できない分が山ほどある。国と県と市でたらい回しになった例が山ほどあり、そういうものの繰り返しでずっとやって、僕なんか県議会でこういう説明があるけど、複雑過ぎて勉強するのを放棄しているよ、僕の頭じゃついていけなくなって。よく見て、今後徹底してください。

**衛藤委員** 主要な施策の282ページ、さきほど尾島委員からも話があった看護科学大学についてです。

例年のように県内就職率が議論にはなっていますが、依然として、その下の芸短大と比べ低い水準にあります。この向上に向けての取組について詳しく教えてください。

**一丸医療政策課長** 県立看護科学大学の県内就職についてお答えします。

大学でも学生の県内就職について、非常に重要なことだと考えていますし、いろいろ対策も練っています。

そのいくつかを紹介すると、例えば、3年生に対して就職や進学のガイダンスをやっていますが、県内就業について具体的な相談だとか助言が受けられるよう、既に県内に就業している卒業生を招いて行うなど、そこから県内医療機関への就労体験につなげていくといった取組もしています。特に3年生については、就職相談員を配置していますが、面接を全員に行い、県内就職についての意識付けを行っています。

また、看護について県内各地で実習を行っていくこととなりますが、その実習先を地域の病院に拡大し、そこからのつながりで地域の中核

病院への就業につなげていくといった取組も行っています。

情報提供については、小さなことかとは思いますが、県内医療機関の情報について、学内の食堂とか、図書室といった学生の目に触れやすい場所に掲示するなど、あるいは卒業生に対し、県内医療機関の求人情報等をメールで送るといったこともしています。

また、就職、進学ガイダンスはこれまで3年生からとしていましたが、より前倒しということで、今年度からは2年生から行っています。

**衛藤委員** 他県の状況を見ると、沖縄県立看護大学が75%程度、福岡県立大学の看護学部で67%と、本県に対して非常に高い比率で推移しているところもあります。

第2期中期計画で県内就職率の目標が50%、第3期で50%以上と設定されていますが、50%以上という書き方だと、どうしても50%を超えればいい程度になってしまうので、ここはしっかりと70%といった高めの数値を目標に設定して取り組んでください。

**森副委員長** そのほか、委員の皆さまからありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、事前通告が1人の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

**堤委員外議員** 事業別説明書77ページの国民健康保険の関係です。

国保運営方針の中で5年以内に赤字解消に努めるという方針が出されており、大分市では令和4年までの計画となっています。その進捗状況とか、その他の市町村での状況はどうか。また、徴収についても、納税者への過度な取立てや差押えが日常的になっているのではないかと思われるような事例も結構あります。そういう状況になっていないのかどうか。

最近では、国保の減免が新たにコロナ関係で出ていますが、世帯主の収入が前年より3割減った世帯に対し、減免されるとなっていますが、そういう減免世帯等についての実態はつかんでいるかどうか、お尋ねします。

**木内国保医療課長** 国民健康保険事業関係について、市町村の赤字解消の取組など3点についてお答えします。

まず、市町村の赤字解消の取組についてですが、削減解消の対象となっている赤字があるのは大分市と由布市の2市のみで、平成29年度に赤字削減解消計画を策定しています。

由布市は、平成30年度決算で既に赤字を解消しており、大分市も令和4年度の解消に向け、計画どおり赤字を削減しています。

次に、国民健康保険税の徴収についてですが、国民健康保険の財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していく上で極めて重要です。滞納者に対する財産の差押えは、市町村が保険税を納付できない特別な事情がないにもかかわらず、滞納している被保険者に対し、行っています。

一方、生活維持や事業継続を困難にするおそれがある場合は、実情を把握した上で判断していると考えています。県としても、市町村に対し、十分な納付相談に努めるよう助言を行っています。

最後に、新型コロナウイルスに係る減免についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響で所得が前年度と比較し、著しく減少した被保険者に対し、市町村が国民健康保険税の減免を行った実績は、9月末現在で1,958件となっています。

**堤委員外議員** 減免が9月末で1,958件ということで、当然これは市町村によってアンバランスがあつたらいけないと思いますから、そのために制度の徹底——結構ホームページ等の周知が多いけど、なかなかそういうのを見ない方もいると思います。そういう方々に対する周知徹底についてどうしているのか。

もう一つ、世帯主という規定の問題です。国民健康保険税は世帯主に課税され、基本的に世帯主の売上げが前年に比べ減少した場合に減免という規定になってしまうわけですが、いろんな家庭があるわけです。名義は世帯主になっているが、配偶者の方が主たる生計の維持者だったり、いろいろ世帯により違いがあると思います。そこら辺はどう指導していますか。

**木内国保医療課長** 1点目の減免制度の周知ですが、ホームページやチラシ、市報、納税通知書を送る際にそれに記載したり、チラシを同封するなどした市町村もあります。確かに市町村により周知方法が異なっていたので、そういった各市町村の取組を県で集約した上で周知して、適切な周知のアドバイスを行っています。

それから、減免の世帯主の関係ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による減免について、国の支援基準は主たる生計維持者となっているので、そういったところを周知しています。

**堤委員外議員** 周知はぜひそういう形で、アンバランスがあつたらいけないので、どこに住んでいても同じ制度として使えるように頑張ってください。

主たる生計維持者の概念の問題だけど、これはイコール世帯主ではなくてもいいということですね。再度確認します。

**木内国保医療課長** 主たる生計維持者とは、基本的には世帯主となりますが、世帯主以外の方により生計が維持されている場合は、その方を主たる生計維持者とすることができるとされています。

**森副委員長** ほかに委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに、何か質疑はありませんか。

**河野委員** 実は今回の議会において議案説明で、腎バンク、アイバンクの主たる収入源となる部分で、寄附付き自販機の設置に取り組まれているという説明がありました。その割に県庁内でそういった自販機を見かけないがどういふことなのかという質問を担当者にしたとき、実は県の担当部署に相談に行ったが、だめだと言われたという説明を受けました。

それで先般、会計管理局の決算特別委員会の質疑で、そのような事実があるか確認したところ、用度管財課はそういった部分の入札に関わっていないという答弁でしたが、昨日、用度管財課長から答弁の修正がありました。

内容は、公益目的のある自販機の設置については、入札参加型ではなく、目的外使用として既に許可をしている事例があるということでした。別館最上階にも母子寡婦福祉関係の自販機を既に設置しているという話があり、腎バンクやアイバンクの寄附付き自販機の設置について、きちんと相談に来てくださいと担当課にお伝えくださいと言われました。

県庁舎等の目的外使用許可となり、一般競争入札の対象になっていないということを十分認識いただき、腎バンク、アイバンクの皆さまの活動支援にあたり、また、県民への県の取組状況のPRや啓発にもなることなので、積極的な取組をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

**二日市審議監兼健康づくり支援課長** 御指摘ありがとうございます。担当している私どもと用度管財課と改めて協議し、御提言の趣旨に沿えるよう努力します。

**森副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森副委員長** ほかにないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

**森副委員長** これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの福祉保健部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に、指摘事項や、来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

**猿渡委員** 保健所の体制強化についてお願いしたいと思います。

**森副委員長** ただいま委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏ま

え、審査報告書案として取りまとめたいと思います。詳細については委員長に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森副委員長** それでは、そのようにします。

以上で、福祉保健部関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時、休憩します。

午前 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

**土居委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、農林水産部長及び関係課室長の説明を求めます。

**大友農林水産部長** それでは初めに、お手元の厚い横長の白の冊子一般会計及び特別会計決算事業別説明書の173ページをお開きください。令和元年度一般会計歳出決算のうち、農林水産部関係分について御報告します。

上段、一般会計の一番下、歳出合計欄を御覧ください。平成30年度からの繰越しを含めた予算現額は、左から2列目にあるように、775億8,079万527円となっており、その右側の支出済額556億2,300万2,388円と、その右の令和元年度から令和2年度への翌年度繰越額を差し引いた不用額は、17億8,989万7,275円となっています。

不用額の詳細や特別会計については、各課別の決算状況とあわせて、後ほど担当課長から御説明します。

続いて、お手元の決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の7ページをお開きください。昨年度の決算特別委員会の審査報告書に対する措置状況を御報告します。

まず、農業改良資金の収入未済の解消についてです。農業改良資金は、平成22年度の法改正により、貸付機関が日本政策金融公庫に移管され、平成23年度からは一般会計において債権を管理しています。令和元年度は滞納者12

名に対し、返済方法の協議等を重ね、滞納の解消に努めた結果、元金98万円、違約金46万7千円を回収しました。

今後も関係機関と連携しながら督促を行い、収入未済額の縮減に努めていきます。

次に、8ページをお開きください。沿岸漁業改善資金の収入未済の解消についてです。

令和元年度は滞納者3名に対し、返済方法の協議等を重ね、滞納解消に努めた結果、元金41万5千円、違約金60万円を回収しました。

さきほどの農業改良資金と同様、今後も関係機関と連携しながら督促を行い、収入未済額の縮減に努めていきます。

次に、16ページをお開きください。農福連携についてです。

県では、これまで障がい者の特性などの理解を図るため、作業モデル15件について検証を実施し、それらの結果を活用することで、農福連携に取り組む新たな農家の確保を進めてきました。

今後は、農福連携に取り組む農家へのサポートに注力し、障がい者への接し方や作業環境の改善につなげるためのアドバイザーの派遣や、障がい者への理解を深めるための研修会を開催します。

あわせて、国の交付金制度の周知についても取り組み、振興局を中心に農協の部会と連携し、農福連携を実施する農家の増加に向けた取組を拡大する中で、農作業の施設外就労を行う就労系事業所の広報など、県のホームページによる情報発信を強化します。

次に、お手元の令和元年度における主要な施策の成果各部評価結果一覧表の16ページをお開きください。主要な施策の成果について御報告します。

農林水産部関係分としては、16ページから20ページにかけ、96事業を記載しています。

まず、1評価結果総括表を御覧ください。

成果指標の達成度合いによる評価をまとめており、達成率100%以上のAが56事業、達成率100%未満～90%以上のBが16事業、達成率90%未満～80%以上のCが11事業、

達成率80%未満のDが8事業となっています。

なお、実績のみ掲載（評価対象外）となっている5事業は、単年度での成果の測定が難しい公共事業や施設整備事業などです。

次に、その下の事業の今後の方向性を御覧ください。継続・見直しが77事業、事業組替えが12事業、終了が7事業となっています。

その下の2個別事業一覧表では、事業ごとの評価をまとめており、本日は、重点的に取り組んだ事業を中心に、お手元の別冊の資料により御説明します。

別冊、大分県長期総合計画の実施状況について主要な施策の成果（事務事業評価）令和元年度実績の143ページをお開きください。上から二つ目の6番水田畑地化露地野菜産地形成促進事業です。

この事業は、水田の畑地化による園芸品目の導入を促進するため、米・麦・大豆主体の中規模経営体の露地野菜への転換を支援するものです。

主な事業内容は、米から露地野菜への生産転換に係る種苗、肥料代等への支援や、耕盤層の破壊による営農排水の施工支援です。

右上の欄成果指標は、水田への高収益作物の導入面積としており、目標値100ヘクタールを上回る107ヘクタールでした。

その下事業の成果・今後の方針ですが、大規模転換時の初期費用の負担軽減を行ったことで、目標を上回る水田への高収益作物の導入が進み、大規模露地野菜産地の形成を促進させることができました。

今年度からは、大規模園芸産地形成促進事業に組み替え、新たに、気象の影響等により、販売額が生産原価を下回った場合の次期作付費用への支援や、優良果樹園地の承継対策などに取り組んでいます。

次に、144ページをお開きください。上から三つ目の11番繁殖雌牛生産能力向上対策事業です。

この事業は、県内子牛市場の活性化による生産者の所得向上を図るため、県外高能力牛を活用した県産種雄牛の造成に取り組むとともに、

ゲノム育種価を活用した高能力繁殖雌牛の育成を支援するものです。

主な事業内容は、高能力雌牛の購入や、ゲノム育種価検査料、ゲノム育種価評価を活用した人工授精経費への助成などです。

成果指標ですが、高能力雌牛保留頭数は、目標値750頭を下回る486頭でした。

事業の成果・今後の方針ですが、ゲノム育種価という新技術を活用する新たな取組のため、畜産農家の理解を得るのに期間を要し、高能力雌牛の保留頭数は目標の6割ほどにとどまっています。

今年度からは、関係機関・生産者に対する事業説明の機会を増やすとともに、事業要件を拡充し、拡充された事業内容の全生産者への周知強化など、関係者の理解を深め、保留頭数の増加に努めています。

次に、147ページをお開きください。上から二つ目の2番スマート農業普及拡大事業です。

この事業は、農業の省力化・高品質化を図るため、ICT等の先端技術を活用したスマート農業の実証等に取り組むものです。

主な事業内容は、気象データ収集システムの構築などの効率的推進体制の確立や、ドローン画像を活用した生育診断技術などの新技術の研究・開発、自走式リモコン草刈機などの新技術の普及実証です。

成果指標ですが、スマート農業技術導入経営体数は、目標値270経営体を上回る477経営体でした。

事業の成果・今後の方針ですが、ドローンを活用した農薬散布技術の実証や研修の開催により、スマート農業技術の導入を啓発した結果、スマート農業技術導入経営体数は増加傾向にあります。

引き続き、技術実証に取り組み、個々の技術の費用対効果を明らかにするとともに、研修会による導入啓発を通じて、スマート農業技術の普及拡大、作業の省力化や生産性向上につなげていきます。

次に、150ページをお開きください。上か

ら三つ目の3番県産いちご「ベリーツ」産地・流通拡大対策事業です。

この事業は、いちご農家の所得向上を図るため、マーケットニーズに対応した県オリジナル新品種ベリーツへの品種転換を支援するとともに、県内外における流通拡大対策を実施するものです。

主な事業内容は、県内外での各種メディアを活用した情報発信や販促活動の強化、モデル圃場の設置、モニタリングシステムの導入支援です。

成果指標ですが、ベリーツ作付面積は、目標値累計45ヘクタールを下回る累計12.7ヘクタールでした。

事業の成果・今後の方針ですが、生産者が栽培に係る管理作業などの技術面で不安を持っていることなどから、生産者数や導入面積は目標に達していませんが、PR販売による高単価販売、年内収量と果実品質の高さからの期待は高まっています。

今年度からは、ベリーツブランド確立のため、高品質・安定生産に向けた資材導入などの支援や、ギフト・高級果実専門店などへの流通・販売対策に取り組む「ベリーツ」ブランド確立対策事業に組み替え実施しています。

次に、151ページをお開きください。上から二つ目の6番しいたけ消費拡大推進事業です。

この事業は、しいたけの消費拡大を図るため、生産者と流通事業者等が一体となって行うブランド力向上や、新たな消費者層の獲得に向けた取組を支援するものです。

主な事業内容は、乾しいたけの新ブランドうまみだけによる消費拡大対策や、京都市場に対する生しいたけの出荷・流通経費への支援、乾しいたけの販売強化・普及PR活動です。

成果指標ですが、生しいたけ京都出荷量は、目標値10トンを下回る7.7トンでした。

事業の成果・今後の方針ですが、乾しいたけは、今後、うまみだけを中心に、SNSの活用や新しい食べ方の提案などにより訴求力の強化を図っていきます。

生しいたけについては、天候不順の影響によ

り出荷量が減少しましたが、保冷库など、集出荷施設の整備を進めた結果、従来品に比べ品質が向上したことなどから、単価は高い水準を維持しました。今後は、これまで各生産者が実施していた選別や箱詰め作業を共同の選別場で実施するなど、集出荷体制を見直し、生産者の作業を軽減することで出荷量の増加を図っていきます。

次に、153ページをお開きください。上から二つ目の14番活力あふれる園芸産地整備事業です。

この事業は、戦略品目の産出額のさらなる向上を図るため、新規就業者などによる栽培施設の整備等に要する経費に対し助成するものです。

主な事業内容は、戦略品目、戦略品目ネクスト及び一般園芸品目の振興のための栽培施設整備等に対する助成です。

成果指標ですが、園芸戦略品目の生産拡大面積は、目標値45ヘクタールを上回る49.8ヘクタールでした。

事業の成果・今後の方針ですが、ピーマンなどの園芸戦略品目やキャベツなどの園芸戦略品目ネクスト等の栽培施設や生産基盤の整備により、認定農業者や企業参入等による規模拡大、県産地の育成が図られた結果、園芸戦略品目の栽培面積が増加し、生産拡大につながりました。

今後も、特に園芸団地づくり計画の実現に必要な収穫機や管理機など、露地品目の機械化一貫体系導入の推進や、新規就農者等が農業用資産を承継した際の施設の補修に係る経費などの支援を行い、園芸品目の生産拡大を図っていきます。

次に、156ページをお開きください。一番上の25番ブリ類養殖業成長産業化推進事業です。

この事業は、本県の水産業の主力であるブリ類養殖業の成長産業化を推進するため、輸出拡大に向けた取組を支援するほか、生産・出荷の効率化を図るため、新たなICT技術を活用した生産性・飼料効率の向上効果の実証を行うものです。

主な事業内容は、生簀内のブリの大きさを測定する自動体側システムのリモート化などのICT技術を活用した生産性・飼料効率の向上効果の検証や、ブリ人工種苗の採卵技術等の向上対策です。

成果指標ですが、アメリカ系量販店輸出向け養殖ブリの新規池入れ尾数は、目標値20万尾を下回る16万尾でした。

事業の成果・今後の方針ですが、池入れ尾数は目標を下回ったものの、本事業で整備した生簀等を活用し、米国からの発注に即応できる尾数を確保しました。ブリの自動体側システムでは現場での実証の結果、測定精度が向上したほか、ブリ人工種苗生産では、目標を上回る6万7千尾を生産しており、今後も国研究機関と連携し、初期生残率の向上を図るなど、安定した大量生産技術の確立に取り組んでいきます。

次に、163ページをお開きください。一番上の13番林業事業体強化推進事業です。

この事業は、木材生産性のさらなる向上と森林施業の省力化を図るため、低コストで安定的な木材供給体制につながる高性能林業機械の導入を支援するほか、主伐・再造林を一体的に担う中核的な林業経営体を育成するため、先端技術を活用した業務の省力化や人材育成に要する経費を助成するものです。

主な事業内容は、高性能林業機械の導入や、再造林・保育現場での機械化の実装、実用化に対する支援、業務の省力化や人材育成に資する研修に対する支援です。

成果指標ですが、中核林業経営体数は、目標値15経営体を上回る18経営体でした。

事業の成果・今後の方針ですが、木材の素材生産量の増加に向けて、事業体に対し高性能林業機械の導入を支援するとともに、路網整備や施業地の集約化に取り組んだ結果、認定林業事業体の主伐生産性の向上や、中核林業経営体の増加につながっています。

今年度からは、再造林、保育の機械化及び造林作業員の確保対策を強化するため、苗木運搬用ドローンの導入や、造林作業員を新規に雇用する事業体への社会保険料の助成などを実施し



ています。

次に、164ページをお開きください。一番下の20番女性就農者確保対策事業です。

この事業は、農業従事者の高齢化や減少が進む中で、女性の新規就農者を確保するため、農業で活躍する女性の情報発信や、農業に触れる機会の提供を行うとともに、雇用就農、自営就農を含め、女性が働きやすい就労条件等の整備を支援するものです。

主な事業内容は、女性が働きやすい就労環境を整備する経営体や研修機関への支援や、農業に興味がある女性向けのセミナー、女性を雇用する農業法人等向けのセミナーの開催です。

成果指標ですが、女性新規就農者数は、目標値62人を上回る69人でした。

事業の成果・今後の方針ですが、幅広く女性に情報発信を行い、農業に関心の高い方を対象としたセミナー・バスツアーの開催等に取り組んできたこともあり、女性新規就農者数は増加傾向にあります。

引き続き、情報発信を強化するとともに、女性を雇用する農業法人等における就労環境の改善を促進し、女性就農者の確保に努めていきます。

また、今年度からは、新たに水耕による軽量野菜の研修を受講できる女性向け研修施設の整備を進めています。

続いて、令和元年度行政監査・包括外部監査の結果について御説明します。

お手元の令和元年度行政監査・包括外部監査の結果の概要の2ページをお開きください。まず、行政監査についてです。農林水産部関係では1件検討事項として御指摘をいただきました。

一番下の(1)エの、事務の効率性の観点からの家畜保健衛生所における家畜伝染病の検査手数料等の収入方法の効率化については、令和5年度までの電子決済の導入に向けて、検討を進めていきます。

次に、包括外部監査についてです。13ページをお開きください。当部の関係では、農業文化公園等において、C-1からC-9にあるように、9件の改善、勸奨の御指摘をいただきま

した。

概要としては、将来ビジョンに基づいた修繕や追加投資の検討のほか、施設の利用促進や、運営のあり方等について御指摘をいただいたものです。

県では、目標指標や管理運営方針等を定めた将来ビジョンを令和2年度中に策定することにしており、今後はこのビジョンに基づき施設の維持管理や投資等を判断していきます。

私からの説明は以上です。

引き続き、各種の決算状況について、担当課長から御説明します。

**宇都宮農林水産企画課長** 令和元年度の決算の状況について、お手元の決算附属調書と一般会計及び特別会計決算事業別説明書により御説明します。

まず、決算附属調書の5ページをお開きください。農林水産部関係の決算状況を一括して御説明します。

歳入決算額の予算に対する増減額です。左にある科目欄の下、農林水産業費国庫補助金の減123億4,392万7,419円です。これは、増減理由欄の減収となったもののうち、上から4番目、産地パワーアップ推進費補助金など、国の補正予算関連事業の繰越しに伴い、令和元年度の国庫補助金が減収になったことなどによるものです。

次に、11ページをお開きください。貸付金元利収入のうち、農林水産部関係の主なものは、減収となったもののうち、上から3番目、木材業経営安定資金貸付金分1億9,518万7,425円をはじめ、貸付実績の減などによるものです。

続いて18ページをお開きください。不用額です。科目欄の農業費のうち、上から6番目の園芸振興費2億5,532万9,332円については、農業用施設整備等を支援する活力あふれる園芸産地整備事業費の補助金が見込みを下回ったことなどによるものです。

畜産業費のうち、一番上の畜産振興費1億3,370万8,945円は、規模拡大を目指す経営体が行う畜舎などの整備等を支援する肉用牛

競争力強化対策事業費の補助金が見込みを下回ったことなどによるものです。

林業費のうち、一番上の林業振興指導費4億4,100万996円については、木材産業経営安定推進事業費等の貸付実績が見込みを下回ったことなどによるものです。

続いて、24ページをお開きください。収入未済額です。科目欄の下から2番目、貸付金元利収入のうち、課名欄下から2番目の団体指導・金融課1,706万5,635円、また、次の25ページの科目欄の違約金及び延納利息にある団体指導・金融課5,166万3,409円は、いずれも農業改良資金の貸付先の経営不振等によるものです。

収入未済額等については、今後とも、関係機関と連携しながら督促を行い、その縮減に努めていきます。

50ページをお開きください。次に、特別会計に関する決算状況を御説明します。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額です。科目欄の一番上、括弧書きの県営林事業特別会計のうち、不動産売払収入4,189万2,982円については、立木の売払収入が見込みを上回ったことによるものです。

次に、51ページをお開きください。不用額です。科目欄の一番下、括弧書き林業・木材産業改善資金特別会計のうち、林業・木材産業改善資金6億4,561万円4千円、また、次の52ページの一番上、括弧書き沿岸漁業改善資金特別会計のうち、沿岸漁業改善資金4億6,645万2千円は、いずれも貸付実績が見込みを下回ったことによるものです。この不用額は翌年度に繰り越して、貸付金等の財源としています。

同じく52ページの科目欄の中段、括弧書き県営林事業特別会計の県民有林事業費伐採事業費1,333万6,741円については、県営林事業委託の委託料が見込みを下回ったこと等によるものです。

次に、53ページをお開きください。収入未済額です。科目欄の下から2番目、括弧書き林業・木材産業改善資金特別会計の貸付勘定の貸

付金元利収入146万2千円、その下、業務勘定の雑入829万6,074円、また、その下、括弧書き沿岸漁業改善資金特別会計の貸付勘定の貸付金元利収入1,420万円、その下、業務勘定のうち、次の54ページの雑入405万円は、いずれも資金借受者の経営不振や破産等によるものです。

以上、農林水産部関係の決算状況です。

続いて、決算事業別説明書により歳出関係の主な事業について、関係課から御説明します。

まず、農林水産企画課関係について御説明します。

決算事業別説明書の176ページをお開きください。第2目農業振興費のうち、上段事業説明欄の一番上、農林水産業施設災害防止緊急対策事業費4,430万2,500円です。

これは、災害発生の未然防止等のため、国庫補助事業の対象とならないため池の浚渫・廃止や、治山・林道・漁港の改修等を実施したものです。

**安藤団体指導・金融課長** 団体指導・金融課関係について御説明します。

180ページをお開きください。林業・木材産業改善資金特別会計のうち、下段木材産業等高度化推進資金貸付金6億6,400万円です。

これは木材の生産や流通を担う事業者の事業合理化に向け、経営改善等に必要な短期運転資金を低利で貸し付けるため、必要な資金を融資機関に預託したものです。

**三浦地域農業振興課長** 地域農業振興課関係について御説明します。

189ページをお開きください。下段の第2目水産振興費の漁業調査船代船建造事業費3億4,469万7千円です。

これは、老朽化している漁業調査船豊洋の代船を建造するとともに、ドローン導入による情報収集力の強化など、調査船としての機能の充実を図ったものです。

**井迫新規就業・経営体支援課長** 新規就業・経営体支援課関係について御説明します。

191ページをお開きください。第2目農業振興費の下から2番目、農業次世代人材投資事

業費4億7,493万3,501円です。

これは、就農前の研修段階及び就農初期段階の経営が不安定な50歳未満の青年就農者に対して、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業次世代人材投資資金を交付したものです。

**田染農地活用・集落営農課長** 農地活用・集落営農課関係について御説明します。

196ページをお開きください。下段第2目農業振興費、集落営農構造改革対策事業費5,716万1,879円です。

これは、担い手不足集落を広域エリアで総合的にサポートするため、地域農業経営サポート機構の設立経費や運営経費を助成するとともに、集落営農法人の経営力強化に向けた法人の再編を支援したものです。

**上田おおいたブランド推進課長** おおいたブランド推進課関係について御説明します。

200ページをお開きください。第2目農業振興費のうち、一番下、食品企業連携産地拡大推進事業費3億650万4,378円です。

この事業は、食品加工による農林水産物の付加価値額の向上を図るため、中核となる経営体の強化・育成や機械・施設整備を支援し、食品企業と産地のマッチング強化の取組を実施したものです。

**牛島園芸振興課長** 園芸振興課関係について御説明します。

203ページをお開きください。第9目園芸振興費のうち、下から4番目、活動火山防災営農施設整備事業費7,340万4,696円です。

これは、阿蘇山の噴火に伴う降灰被害による農作物被害の防止と農業経営の安定を図るため、降灰の付着を防止する農地被覆施設の整備などに対し支援したものです。

**河野畜産振興課長** 畜産振興課関係について御説明します。

207ページをお開きください。第2目畜産振興費のうち、一番下、飼料コスト低減支援事業費310万4,051円です。

これは、畜産農家の生産コストを削減し、力

強い経営体とするため、粳米を粉碎しサイレージ化したSGS（ソフトグレインサイレージ）の利用拡大に向けた生産技術の向上対策や、SGSの生産拠点と畜産農家のマッチング、県域にわたる広域流通網の構築実証を行ったものです。

**黒垣農村整備計画課長** 農村整備計画課関係について御説明します。

210ページをお開きください。第1目農地総務費のうち、上から2番目、国土調査事業費6億9,377万7千円です。

これは、大分市ほか12市町において地籍調査を実施したもので、令和元年度末の進捗は県内調査対象面積に対し、63.2%となっています。

**安東農村基盤整備課長** 農村基盤整備課関係について御説明します。

213ページをお開きください。第3目土地改良費のうち、下から3番目、経営体育成基盤整備事業費20億2,417万2,313円です。

これは、農業の構造改革に向けた水田の畑地化や生産コスト削減のため、宇佐地区ほか37地区において、排水対策や圃場の区画整理などを実施したものです。

**吉川林務管理課長** 林務管理課関係について御説明します。

218ページをお開きください。第2目林業振興指導費のうち、下から3番目、市町村森林管理体制整備支援事業費3,365万5,100円です。

これは、昨年度から始まった森林経営管理制度の円滑な実施を図るため、市町村が行う森林調査や森林整備等に必要な助言指導を実施するとともに、県が保有する森林資源基礎情報を提供し、市町村の事業実施体制の構築を支援したものです。

**中野森林保全課長** 森林保全課関係について御説明します。

227ページをお開きください。下から4番目の災害関連緊急治山事業費13億2,839万8,910円です。

これは、災害により新たに発生又は拡大した荒廃山地に緊急的に治山施設の整備を行う事業で、平成30年4月11日に発生した耶馬溪町の斜面崩壊箇所等において、アンカー工や土留工などの対策工事を行ったものです。

**景平審議監兼漁業管理課長** 漁業管理課関係について御説明します。

233ページをお開きください。第2目水産振興費のうち、下から2番目の養殖マグロ成長産業化推進事業費3,679万8,094円です。

これは、養殖マグロの安定供給体制を確立するため、赤潮被害を軽減する深層型生簀の開発を支援するとともに、ICTを活用した観測装置の設置により海洋環境のモニタリングを強化したものです。

**高野水産振興課長** 水産振興課関係について御説明します。

238ページをお開きください。第2目水産振興費のうち、一番下、種苗生産施設整備事業費6,143万4千円です。

これは、放流用種苗の生産を行っている大分県漁業公社国東事業場の機能強化を図るため、建て替えに必要な基本設計や測量調査などを実施したものです。

**小手川漁港漁村整備課長** 漁港漁村整備課関係について御説明します。

240ページをお開きください。下段第7目漁港建設費のうち、水産流通基盤整備事業費6億8,587万3千円です。

これは、漁港施設の流通基盤の強化に向け、佐賀関漁港において防波堤の延伸工事を実施したものです。また、長洲漁港においては、土砂による航路の埋没を防ぐため、導流堤の設置工事を実施したほか、あわせて航路の浚渫工事を実施しました。

**土居委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が4名の委員から出されているので、

まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。**清田委員** 主要な施策の成果150ページ、県産いちご「ベリーツ」産地・流通拡大対策事業です。

予算の執行状況は何ら問題ないと思います。大友部長の説明の中にも若干あったんですが、作付面積が伸びず評価がDとなっています。加工品の新たな商品開発とか、さがほのかに対する単価の優位性とか、その辺の本当に大事な目標は達成されているだろうと思っていますが、生産技術に対する生産者の不安を私も懸念しており、こちらの作付面積が伸びない理由説明と、生産技術、生産者の不安を払拭するための現状の取組等あればお答え願います。

**牛島園芸振興課長** 県産いちご「ベリーツ」産地・流通拡大対策事業についてお答えします。

令和元年産のベリーツは、生産者210戸中、138戸で作付けが行われ、ベリーツの販売単価は1キロ当たり年間平均で1,337円と、さがほのかの1,158円に比べ179円高く販売されています。

ベリーツの導入に対し、栽培管理に係る技術面や労力面の不安から導入拡大に踏み切れない生産者もあり、そのため、引き続き、モデル実証圃の設置を継続するとともに、今年度から新たにカレンダー方式のマニュアルの配布とベリーツ栽培に適した施設への改良を支援するなど、作付拡大の取組を進めています。

**清田委員** 佐伯の葛原地区でもいちご農家がいらっしゃることで、地域が若返っているというか、子どもの声もして、地域の活性化にも一役買っているという非常にいい事例があるので、その辺また推進もお願いしていきたいところですが、一応この事業自体が元年度で終わり、今後新たな事業の中で引き継がれていくという説明もいただきました。

ただ、作付面積と市場における単価の優位性、いわゆる供給量が増えれば少し単価も落ちてしまうかなという危惧もありますが、その辺のバランスをとりながら作付面積の拡大も取り組んでいくと思います。目標値というか、その辺はどう分析されているか教えてください。

**上田おおいたブランド推進課長** 面積の拡大と、単価の関係の御質問ですが、実際、私ども今ベリーの販売に関してPRも含めてやっています。

現場の栽培面積を毎年把握していますが、その情報に応じ、現在は京都市場、大分市場の2市場を中心に、合計で4拠点市場にベリーを出しています。そちらに事前情報を出しながら、本年度の供給の見込み、時期も含めて話し、市場で有利販売になるよう対応しています。

**清田委員** 大分の園芸、製品の顔たるベリーなので、佐伯にゆかりのあるお二人に質問ができてよかったです。今後も期待しますので、よろしくをお願いします。

**木田委員** 私も今の質問と同じ項目で、主要な施策の成果150ページの県産いちご「ベリー」産地・流通拡大対策事業ですが、今の清田委員の質疑でだいぶ見えてくるところもありますが、私からも少し質疑をします。

この施策の成果、評価がDということで、28%台というのはDの中でも他にないくらい達成率との乖離がありますが、その辺、見込みがなぜここまでずれたか、もう少し詳しく教えてください。

さがほのかに対する販売単価も前々年度より差が縮まっており、この数字を見ると単価は下がっているのですが、その辺の説明、さっきの質疑ではちょっと見えなかったのですが、なぜこのように単価が下がってきているか、優位性が下がってきているように見えるので、市場なのか、品質なのか、その辺の要因をもう少し詳しく説明してください。

**上田おおいたブランド推進課長** まず、ベリーへの品種転換にあたり、県産いちごの拠点市場の大分、京都市場でのシェアの獲得を目指し、作付面積の目標設定をしました。具体的には、大分市場のシェアを現状の6割から7割に、また、京都市場でのシェアを2割からトップシェアを獲得する3割へ拡大することを目指し、県内いちごの生産面積の45ヘクタールの全面転換を設定しました。

目標達成までの期間も、有利販売につなげる

ため早期の転換が必要と考え、平成30年、令和元年の2年間での達成を目標と決めました。

それから、ベリーの導入2年目となった昨年は、秋の高温で花芽分化が遅れ、ベリー本来のメリットである価格面での有利な時期の11月から12月の出荷量が十分確保できませんでした。今期はマニュアルを活用した栽培管理の徹底、また、年内出荷量を確保するとともに、贈答需要に対応したギフトアイテムを拡充し、ブランドづくりに取り組んでいきたいと考えています。

**木田委員** モニタリングシステムで490万円執行しており、さきほど、生産者が管理作業面で不安があるということでした。生産者自身として、従来品種に比べ、ベリーは少し難しいという思いがあるのか、出来上がりの品質にもまだ自信が持てないとか、そういった技術面以外でも——技術面と連動しているかもしれませんが、あまおうもうまく生産ができるのに時間がかかったと思います。ベリーも少しまだ安定的な生産が困難な面があるのか、このモニタリングシステムを執行した中で何か分かっていることがあれば教えてください。

生産者の不安は、作業での不安か、品質に対しての不安なのかということも詳しく教えてください。

**牛島園芸振興課長** まず、技術面については、中苗以上の苗を作り、高単価での取引が可能となる需要期の年内から2月末までの早期収穫の確保が必要になります。

また、大玉の生産が必要になることから、生産者がまだまだ様子を見ている状況も見受けられるため、さらなる技術向上に向け、県、農業団体の技術者で作成した基本マニュアルを、地元、地域に合ったものに改定しながら、さらに、今年度は生産者に分かりやすい形として、その時期にどの作業が必要か、いつまでにどの作業を終わらせないといけないかといったカレンダー方式のマニュアルを配布しています。栽培技術面での不安解消を図り、生産者にベリーを導入してもらえよう推進しています。

また、モニタリングについては、令和元年度、

県内で25人がモニタリングをしています。モニタリングは、まずデータを取るところから入り、来年度以降、そのデータを解析しながら、生産者にきちんとデータを返していき、生産拡大につなげていきたいと思います。

**木田委員** いちごもうまくいけば御殿が建つぐらい大変収益の高い作物で、せっかくオリジナル品種として開発されたベリーツなので、安定的な生産と安定したものができるように、今回のモニタリング結果が反映され、今後、農家の皆さんがよし、やろうという動きになって、また単価も上がっていくように、ぜひ力を入れてほしいと思います。

**玉田委員** 私からは、しいたけの消費拡大について伺います。

主要な施策の成果151ページ、しいたけ消費拡大推進事業についてです。

成果指標の評価Dと、私も少し意外でしたが、このDの理由について、さきほど少し部長が触れられましたが、もう少し詳しく担当課長から話してほしいと思います。

それから、昨年の予算特別委員会でも取り上げた乾しいたけの家庭内消費がかなり減っているという件で、その大きなプロジェクトとして、うまみだけを推進していくという話がありました。そのうまみだけのプロモーション効果は、スタートしたばかりですが、今の段階でつかめるところがあれば教えてください。

**高村林産振興室長** 本事業は、成果指標を生しいたけの京都出荷量としていることから、目標の10トンに対し、実績は7.7トン、達成率が80%未満でD評価となっています。昨年秋の低温の遅れ等により、生産量が減少したものです。

他方、本事業は乾しいたけのイメージ改革による消費拡大を目的に、本年2月、うまみだけを新たなブランドとして立ち上げ、以降、テレビCMや情報番組での紹介、販売促進イベント等を行い、消費者が購入できる機会の拡大に努めてきた結果、高評価を得ることができ、本事業の十分な成果が上がっていると認識しています。

今後は、さらなる需要拡大を目的に、本格的な需要期、年末商戦を迎える今月から新たな取組として、インフルエンサーによる情報発信やオンライン料理教室等を開催し、一般消費者に対する消費拡大を図っていきます。

**玉田委員** 生しいたけの件で一つ、天候不順が理由という話がありましたが、市場での単価、生産者への収益に関する影響について、分かる範囲で教えてください。

それから、うまみだけについて、3か年の事業で家庭内消費量を10%ほど底上げしていきたいという目標でしたが、大体1年目で、今のところ、効果は上がっているという答弁ですが、具体的に何%とかいう数字が出ていれば教えてください。聞きながら、少しこれは厳しいかなと思うが、何か数値化されているものがあれば答弁願います。

3点目が、乾しいたけを消費拡大につなげるのは、食育とセットでという話もいろんなところで出ており、例えば、生活環境部でしている食育の中で、若い人や子どもたちの段階で乾しいたけを使っていくとか、うまみだけのリーディングプロジェクトは別にして、ベースとしてそういう料理を含めた消費拡大とかの政策のアプローチもあると思いますが、生活環境部等との連携等について、もしあればお答え願いたい。  
**高村林産振興室長** まず、生しいたけの京都市場での単価ですが、令和元年度の平均単価は1キロ当たり1,373円で、普通の単価に比べ、高値で取引されています。

それから、乾しいたけの家庭内消費量ですが、平成30年のデータで1家庭当たり47グラム、元年度は46グラムとなっています。

生活環境部等との連携による食育ということで、連携を図っていきたいと思いますが、振興局と単独で、例えば、幼稚園児に対し、駒打ち体験、採取体験、加えてしいたけの料理を食べてもらうなど実施しており、これは単に幼稚園児等をターゲットにしているわけではなく、その保護者にも照準を当てています。そういった食育等を行っており、加えて学校給食等にもしいたけの粉末等を提供し、それを活用してもら

うよう活動しています。

**玉田委員** 食育を含め、いろんな知恵を絞ってチャレンジしながら、消費拡大を進めてもらいたいと思います。

それから、令和元年度46グラムということので平均で1グラム減っており、これは総務省の家計調査が根拠だと思いますが、全国的なものなので、大分県だけでというのは非常にこの数値は厳しいと思いますが、乾しいたけ王国の大分県がこの3か年かけてしっかりやっていくということなので、生しいたけの評価指標ではなく、乾しいたけを含めた評価指標を作り、もう少し分かりやすくしていただければいいと思います。

以上、要望も含め、よろしくをお願いします。

**藤田委員** 私からは事業別説明書197ページの水田作物高付加価値産地づくり事業費について尋ねます。

この事業の中には需要に応じた麦、大豆産地拡大対策で約240万円の予算が組まれています。産地拡大のこれまでの取組の実績と今後の計画があれば伺います。

また、需要に応じた産地拡大ということですが、今後、仮に拡大する、あるいはこれまで拡大してきた中で、拡大に見合った需要の対策は何か取られてきているか、以上、2点伺います。

**田染農地活用・集落営農課長** これまでの実績と今後の計画についてお答えします。

まず、現在、麦の栽培面積は平成29年以降増加傾向にあり、令和2年産は約5,100ヘクタールとなっており、平成28年から取り組んでいる焼酎用大麦トヨノホシは、令和元年産で168ヘクタールまで拡大し、県産オリジナル焼酎ブランドとして、県内16の酒造会社で焼酎が開発されている状況です。

今後の計画は、引き続き、需要に即した麦、大豆の生産量の安定確保が重要なことから、優良品種の選定、土づくり等による反収向上など高品質生産に取り組んでいきたいと思っています。

また、需要拡大対策として、焼酎用トヨノホシについて、県酒造組合や農業団体、試験場とともに協議会を設立し、生産者と実需者のマッ

チングを図りながら、引き続き、焼酎のPRなど需要拡大に向けた取組へ支援を行っていきます。

**藤田委員** 麦、大豆とも加工の原材料となっているので、そのものの消費拡大イコール加工された焼酎、しょうゆ、豆腐などで、加工品が売れないことには消費は拡大しないと思います。

そういう中、やはり2020年に食品表示法が改正されたことにより、加工品の原産地の表示が義務付けられるようになり、焼酎では、今まで大麦と書いていたのが、大麦(国産)若しくはオーストラリア産、若しくは大分県産という表示が義務付けられるので、差別化の上で物すごい契機になるだろうと思います。大豆もですが、それにあわせ、やはり県産品の消費拡大運動、地産地消をPRしながら、食品表示にあわせて力を入れてみる可能性、必要性もあるかと思っています。

あわせて、焼酎、お酒に関してですが、皆さん御案内のとおり、新酒は3月上旬に仕上がり、3月、4月の歓送迎会、お花見で消費がわっと増え、一気に出荷できる状態だったのが、今年はコロナでほとんど宴会が開かれず、花見もない状況で、どこの酒蔵もタンクの中にお酒が残ったままになっています。今、米の収穫時期に入って、麦は収穫されていますが、タンクの空き容量がないので、新たな仕込みができない状況です。私も蔵を回ってみると、米の仕入れを例年の3分の1とか半分にするとか、麦焼酎は春から仕込んでいないという蔵がほとんどで、これは造るだけでなく、最終的な消費を広げていくのも農林水産部の中でも考えながらやっていただけるといいと思いますが、何かお考えがあれば伺います。

**田染農地活用・集落営農課長** 県産のブランド品種のトヨノホシに関しては、酒造組合が中心となり、昨年ワールドカップのイベントに参加してPRした取組もあり、大阪で大分蔵フェ酒、また、東京でもPR活動を実施しており、そういった形で酒造組合を支援しながら、事業で協議会もつくっています。そういうところをしっかりと活用しながらPRを進めていきたいと

考えています。

現在の聞き取りによると、コロナ禍の関係で消費量が減っている状況が、前年7月対比で日本酒は83.7%まで回復し、麦は逆に家飲みが増えたような状況で、同7月対比107%という状況です。酒蔵とこういった情報をやり取りした中では、家飲みに向けたパック詰めとか低単価といったものが好まれて飲まれているということで、そういった銘柄を持っているところが今回のコロナ禍では何とか持ちこたえてきたような状況で、そういったところも含め、生産に関しては経営所得安定対策といった産地交付金も活用し、支援していきたいと思います。

**藤田委員** これは大分の酒蔵だけでなく、全国の酒蔵が同じ状況なので、各県ともいろいろ今年の新酒が仕込めるように支援策をやっている、熊本は今回2千万円の予算をかけ、県産酒6千本を県内の飲食店に無償でプレゼントし、これにより少しでも在庫を減らし、次の仕込みができるよう、米の消費を増やせるようにしています。そういう意味で、実はNPO法人の大分県地酒・焼酎文化創造会議では、県のコロナ対策の補助金もいただきながら、来年3月27、28日に、酒造組合と一緒に大分市の祝祭の広場で新酒まつりをやろうと計画しています。

今、この新酒まつりの参加券を5千円で販売しており、5千円で参加券を買った方には、県産日本酒を1升と、まつりの当日、トヨノホシを使った焼酎を1本プレゼントするという、酒と焼酎のトヨノホシの消費拡大にもつながる取組をやっており、ぜひ農林水産部の皆さんの御参加をよろしくお願ひし、要望とします。

**土居委員長** それでは、ほかに事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

**阿部（長）委員** 通告なしで質問します。

主要な施策の成果の169ページ、決算事業別説明書の210ページ、国土調査事業費について伺います。

評価でBになっていますが、令和元年度の目標の実施面積は30平方キロメートルとあり、このまま進むと、さきほどの説明では60数%の実施率と言われていたが、何年先ぐらいに完

了するかということ。

もう1点は、60数%というのが県下の市町村の平均値で、それぞれにばらつきがあるかと思いますが、完了しているところ、完了していないところ、そこら辺少し紹介してください。

**黒垣農村整備計画課長** 国土調査についての御質問ですが、最初に進捗から説明します。

まず、県内18市町村のうち、完了している市町村が5市町村、現在実施している市町村が13市町村あり、完了している市町村は日田市、豊後高田市、由布市、国東市、姫島村です。

それから、このペースで実施していくと、あと約80年かかるということで、現在のところ、さきほど言った63.2%という率になっており、全国平均は51.6%ということで、全国では15位の進捗率となっていますが、九州の中では低い率となっています。

**阿部（長）委員** このままのペースでいくと80年かかるようです。成果指標を見ると、令和2年度は8億円の予算を立てていますが、元年度が7億円で、1億円増額してあるようです。これは増額すると、その分進むかと思うし、ここら辺の増額の要因や今実施中の13市町村の配分等は市町村が今年はこれだけ増やしてくださいという要望ベースで増やしているか、そこら辺を教えてください。

**黒垣農村整備計画課長** まず、予算については、市町村の要望を基に配分しています。

それから、年度の予算の上下については、やはり国の予算配分により決定されるところが多く、県からは毎年もう少し上回る予算を要望していますが、なかなか充足率がそれに達していない状況です。

**阿部（長）委員** 分かりました。

これは要望ですが、できるだけこの予算を増やして、早いうち速やかに終わらせていただく。80年ということは、私の息子よりも、私の孫が生きているかどうか分かりません。私は地方だから、山とか水田とかあるわけで、父親からその境も聞いたことのない状況です。皆さんの中で地方出身で大分市に住んでいて、親が亡くなった後に相続するとき、まだ国土調査が来



ていないところに住んでいる方は、親の土地がどこら辺か分からない人が結構いるかと思います。これはぜひとも急いで、親が、またはおじいちゃん、おばあちゃんが分かるうちにここら辺を進めていただければと。それがここに書いてある固定資産の適正な課税にもつながってくると思います。予算の増額をお願いし、速やかに進めるようお願いして質問を終わります。

**鴛海委員** 通告していませんが、2点お聞きします。

まず1点が、一般会計の事業別説明書の173ページ、第6款第3項で農地費で、翌年度繰越額が102億1,294万2,164円あります。繰越しとなった要因と主な事業をお聞きします。

それから、2点目、主要な施策の成果の142ページ、農地集積・集約化支援事業。農林水産業については、他の産業より非常に高齢化が進行している状況で、生産現場では労働不足も顕著だと思います。そういう中、農地集積は非常に苦労もあるかと思いますが、これまで農地集積しやすいような大型農業法人や新規参入の企業を先にされているので、少し厳しい状況にあるかと。そういうことで、C評価についてはある程度想定できますが、その要因をお知らせください。

**安東農村基盤整備課長** 農地費に関する繰越しですが、農地費は土地改良費と農地防災費等で構成されています。いわゆる農業農村整備事業の関係で、翌年度の繰越額が多い主な事業は、水田の畑地化等の圃場整備、区画整理を行う経営体育成基盤整備事業と、中山間地域の生産基盤整備を行う中山間地域総合整備事業、農業水利施設の長寿命化に向けた施設の改修等を行っている農業水利施設保全合理化事業、さらに、老朽化したため池の改修等を行う危険ため池等緊急整備事業、こうした事業が翌年度への繰越しが多い事業となっています。

また、繰越しの理由です。まず一つが防災・減災対策やTPP関連予算に関する国の補正予算を、年度末でしたが、積極的に受け入れたこと、2点目は、現場条件を精査したことによる

工法の検討、さらに、用地等の地元調整、こうしたものに時間を要したことが主な原因です。

なお、本年度においても、7月豪雨の復旧・復興の取組を現在進めていますが、繰越額の減少のため早期発注に努力しています。

**田染農地活用・集落営農課長** 農地集積・集約化支援事業について説明します。

この事業は、農地の集積・集約化による生産コストの削減、水田の畑地化による収益性の向上を目的として、農地中間管理機構を通じ、農地を集積した担い手を支援する中山間地域等担い手交付金、農地の出し手と受け手を結びつける活動を行う団体を支援するマッチング奨励金から構成されています。

事業評価の要因ですが、令和元年度は、この事業を活用した経営体数は増加しましたが、1経営体当たりの集積面積が減少したことにより、担い手に集積された農地は186ヘクタールと前年と比べ、少なくなった状況です。

**鴛海委員** 繰り越された翌年度、すぐ着手できるというメリットがあると思いますが、今、課長が言われた事業の進行状況についてお知らせください。

**安東農村基盤整備課長** 主な事業ですが、まず、経営体育成基盤整備事業について説明します。

現在、豊後高田市の水崎地区外を含め、38地区で事業を実施し、令和元年度は、区画整理を64.9ヘクタール整備し、園芸品目の生産拡大の推進を図り、13.2ヘクタールの水田の畑地化を行いました。

中でも宇佐地区は、区画拡大や暗渠排水の施工を行うことにより、そこに新たに面積2.2ヘクタールほどのジャガイモの作付けを行うなど、畑地化の取組も一緒に行っており、令和2年度においても、こうした取組を引き続き行うことで、区画整理、さらに畑地化を行うところは除礫に取り組み、13.4ヘクタールの畑地化を目標に現在取り組んでいます。

続いて、ため池についてですが、大分市の放生ため池など83地区で防災・減災対策を進めています。防災重点ため池は、ため池が決壊すると下流に被害を及ぼすため池のことですが、

大分県には1, 103か所のため池があり、令和元年度まで17か所の改修を行い、トータルで現在410か所のため池が整備済みとなり、進捗率が37%です。

また、ソフト対策ということで、ため池のハザードマップについても推進しており、令和元年度に111か所作成し、トータルで617か所で進捗率56%となっていますが、こうした取組を進めることにより、人命や財産の被害の未然防止に取り組んでいます。

同じような形で、令和2年度も、引き続き、ため池の改修や減災対策のハザードマップ作成をしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

**鷺海委員** 集約化の関係ですが、やはり水田の畑地化等の関係もあると思います。宇佐市では企業による大規模な区画整理を実施し、お茶やぶどうも栽培されているので、大規模企業の参入等を考えながら進められたらいいと思いますが、その辺の見解を伺います。

**田染農地活用・集落営農課長** 畑地化の関係ですが、令和2年度から畑地化用の水田の出し手に対し、園芸団地づくり推進交付金を新設し、本事業とあわせ、集積を推進しています。

また、参入企業については中間保有制度があり、そういったものも活用しながら、畑地化がしっかり進むよう集積の取組を進めたいと思います。

**土居委員長** ほかに、事前通告されていない方ではありませんか。

**末宗委員** 決算と直接関係ないが、現在進行中である農林水産省所管のGoToEatは、テレビ等で東京とかほかのところは毎日それでいろいろな問題点が何だかんだと言っているが、大分県で僕が食事をする、関係あるところは1件もない。所管がどうなって、どういう手続で、多分県もどこかで関係あるはずだろうから、中央は農林水産省が所管だから、県だと農林水産部じゃないかなと思うので、仕組みを教えてください。

**宇都宮農林水産企画課長** GoToEatの関係で質問いただきましたが、国は農林水産省が所管し、大分県の場合、実施主体は大分商工会

議所です。

仕組みですが、商工会議所や一般のデパートで1万2,500円分のチケットを1万円で購入する形になります。食べられる場所、飲食店もコロナ対策をしたところでないといけないとなっており、その飲食店の登録が10月12日から開始する予定です。チケットは11月9日から販売され、11月16日から利用できると聞いています。

**末宗委員** 大体分かったけど、普通は予約なりでもいいが、レストランとかに行き、まけてくれるのが本来の趣旨と思うけど、大分商工会議所に委ねたのは県が関係あるの、ないの。普通の県民は直接レストランとかに行きまけてもらいたいという気持ちだが、わざわざ県じゃなくて。それは農林水産部は関係あるか、それに関与しているか。

**宇都宮農林水産企画課長** 私どもがどうこう言うことではないですが、国のスキーム、考え方の中で、県を通さずにする形で事業が組まれています。

**末宗委員** 県は関係なく、関与していないやね。ということは、国が大分商工会議所に委託したという理屈やね、今の話は。一般の県民は直接行ってもだめという仕組みを、国が今明確に指令を出しているのか、はっきりさせてください。

**宇都宮農林水産企画課長** 話が食い違っているかとは思いますが、農林水産省が、こういう事業があり、それに応募される場所がありますかと募集し、大分商工会議所がお受けしますと手をあげたということです。

県が関与しているかしていないかという話ですが、全く関与していないわけではなく、一緒に取組を進めています。

**尾島委員** 通告していませんが、3点ほど伺います。

まず、説明書178ページ、農業共済事業費です。稲の共済について伺います。

共済は、病害虫とか倒伏、あるいは鳥獣被害といったものについて共済金を支払う制度です。昨年に引き続き、今年もウンカが大量発生し、

また、災害等も起き、特に出穂期の7月頃、河川の氾濫による稲の流失、また土砂の流入、そして、稲の被害は少なかったとしても、その後、用水路が閉塞して水が確保されないため枯死することがあります。現在、御案内のように共済事業は任意加入となり、被害に遭っても共済に入っていなかったら、全く補償というか、収入がなくなってしまうので、非常に今共済の加入率が悪い中、県として共済組合や市町村等と連携しながら共済加入の推進を図るべきではないかと思いますが、いかがですか。

2番目は、事業説明書の228ページ、主要な施策の成果では170ページですが、鳥獣被害対策です。

昨年度は防護柵延長459キロメートルに取り組みましたが、取り組んだ集落数が書かれていないので、集落数と、設置要望が多分まだあると思いますが、その要望等がどのくらいあるか、教えてください。

それから、特定外来生物であるアライグマ、いつも聞いていますが、また最近被害が増えていていると思います。昨年度の捕獲頭数、これによって大体生息数が測られるので、捕獲頭数を教えてください。

最後に、カワウの被害対策について、説明書の237ページ、主要な施策の成果では171ページです。

イツキカワウの駆除に取り組んでいただいたわけですが、従前、散弾による駆除は、飛散してコロニーが移動して大変だということで、エアライフルのスナイパーを起用し駆除することを委託されたと思います。昨年度が278羽駆除されていますが、その駆除の日数と延べ人員が分かればよろしくお願いします。

**安藤団体指導・金融課長** 農作物共済が任意加入になり、県としては国がつくった収入保険をメインに、稲作も含んでいるので推進しています。

そういう中、主要な施策の成果の160ページにある補助金を昨年度つくり、推進のためのパンフレットや説明会の会場費、推進する人たちの旅費等について補助しています。

ただ、任意加入になったことにより、確かに農作物、稲、麦とかについては加入数が減っているのですが、そこもあわせて今後も推進していきたいと考えています。

今年度は、昨年度の反省を踏まえ、農協等と協議会をつくり、県と農業共済組合と農協とが一致して収入保険の推進を図ります。

**河野森との共生推進室長** 柵等の延長と集落の件についてお答えします。

県は予防強化集落を指定しており、そこを中心に防護柵等の設置等を行い、本年度は44集落で設置します。これは毎年予防強化の要望をとり、国に要望していますが、ほぼ満額の予算の確保はでき、集落で防護柵等の実績が上がっています。

もう1点は、アライグマです。最近、イノシシやシカ等の被害は大きく減っていますが、アライグマは捕獲、被害等も伸びており、昨年の実績では731頭が全県下で捕獲されています。大分市や中津市、日田市を中心に捕獲実績が上がっています。

**高野水産振興課長** カワウ駆除について説明します。

令和元年度の実績は、中津市耶馬溪ダム、玖珠町の滝瀬川河畔や杵築市の楠大池で実施し、270羽を採捕しました。日数は、1か所で2日程度したところもありますが、データを今日持っておりません。延べ人数は、シャープシューティングという手法をイーグレットオフィスという会社に委託してやっており、射撃手が2名ほど来ています。

このカワウ対策は、春先に河川に種苗を放流するときに一番被害が出るので、被害を半減させることを目的として、当初、平成27年は800羽ほどいたカワウが半減できたということで、事業効果が上がっていると考えています。

**尾島委員** 鳥獣被害について再質問します。

防護柵の設置は国から貸与というか、柵そのものを地区に貸与いただき、地区で立てるのがほとんどだと思います。ここに2億8千万円の予算が組まれており、柵そのものの予算と思いますが、設置する場合、どうしても固定的な費

用がいろいろありますね。例えば、杭を打って、上から2メートルのパイプをかぶせたりしますが、そのための杭打ちの工具等、そういった一定の固定費があるので、集落ごとにこういう補助をするとき、10万円か20万円ぐらい必要な器具を買えるような補助を考えてはどうかと思いますが、これは要望で結構です。

それから二つ目、カワウ対策ですが、従前、内水面の組合員が追っ払ったり、コロニーの卵を凍結させるという対策を取ってこられたが、半減しても今後また増える可能性があるので、カワウ対策としての継続はどう考えているか、お願いします。

**高野水産振興課長** さきほどの質問の日数と延べ人数が分かったので、最初に報告します。駆除期間は合計5日間です。射撃手が延べ12名です。

カワウ対策の継続については、国が定額で補助する駆除事業もあり、国の事業で追い払い、テープやテグスを張ったりといった事業を継続していく予定です。その分は、県も上乘せして補助する予定なので、今後ともカワウ対策は継続してやっていきます。

**森副委員長** 通告していませんが、1点だけ質問します。

決算事業別説明書の178ページ上段の農業協同組合指導費についてです。

農協指導事業費、決算額189万5,301円、現在進行形の話題ですが、昨日、大分県農協に対する業務改善命令ということで代表理事を呼んだと聞いています。

昨年度来、大きな不祥事が今年度も続いているのですが、ここに書いているとおり、昨年も検査等を通じて把握された問題点に対し、具体的な是正指導をしたということで、様々な課題があると思いますが、どのような指導をされているかということと、今後、県農協と単協に対し、どのような指導をしていくか、伺います。

**安藤団体指導・金融課長** 農協の指導について回答します。

昨年度の3月と7月に起こった案件は、報告徴求命令という形で農協に対し、対策を練って

報告するよう指導しています。

そのような中、信用事業は、どうしても集金したりする過程で現金を扱い、それをくすねてしまうというのがあったので、信用事業については現金を扱わないようにする対策を農協で考えてやってきています。

ただ、そういうことをしている中で、また不祥事が起きました。もともと単協で16あった農協がまとまったことで、事業部ごとに縄張意識があり、本店に情報が伝わりにくい面もあったので、意思がちゃんと伝わるよう、風土改革というか、職員一人一人の意識を変える改革をしました。また、不祥事について、今までは役職員は知っていますが、末端の職員まで届いていない状況もあると聞いたので、どういう不祥事があったか新聞で知るだけでなく、どういう不祥事があり、どういう対策をし、その人がどういう処分を受けたか、意思疎通がきちんと取れる体制をつくっていくよう指導していきたくと考えています。

**森副委員長** 先日の新聞にもありましたが、抜本的対策が必要だと思うし、金融共済事業での不祥事が頻発しています。ただし、農協は本来、本県の農業の根幹を支える組織だと思います。営農指導等もしっかりしていけないといけない中、今回、クローズアップされたのは金融の部分ですが、農業協同組合がやるべき本来事業はやはり農家に密接したところだと思います。金融ばかりに目が行き、そこだけの改善でなく、農協をしっかり本来あるべき姿に持っていき、指導していただくことが必要と思います。

ここは、部長に聞きたいのですが、本来あるべき農協の姿に対し、今、農協が抜本的に変えなければならない部分についてコメントいただきたいと思っています。

**大友農林水産部長** 今回の不祥事にもやはりそういうところが現れているのかと思っているのは、農協が平成20年に合併したとき、基本的には1円でも高く生産したものを売る、あるいは1円でも資材等を安く売る、農家に届けることを知事も何回も繰り返していました。そういった意識は確かに浸透してきているかと思って

いますが、ただ、そこがさきほど話があったように、事業部制というところ、エリアでやはりどうしても固まっているところ、そこが結果として、例えば、生産物の流通販売にあたって一元集荷・出荷ができていなかったりということもあり、その地域に長く勤務することによってなれ合い意識とか、そういう新しい風とか意識改革とかができていないのかなと思います。

もう一つ、生産指導もまだまだ弱いかなと思っていて、総合的に農家のための農協であるために何が必要か、今回の業務改善命令は一つの契機だと思います。その業務改善命令だけでなく、基本的な風土、仕組みをしっかりとチェックしながら指導していきたいと思います。

**土居委員長** そのほか、事前通告されていない委員で質疑のある方はいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** それでは次に、事前通告が1名の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

**堤委員外議員** 事業別説明書の225ページ、保安林整備との全体的な関係です。

この決算では保安林解除とか林地開発事務を取り扱っており、最近、風力とか太陽光発電とかいう林地開発に係る事案、また保安林解除に係る事案等々がかなり増え、特に最近では風力発電の数十メートルある巨大な羽根により低周波という新たな公害の被害が周辺住民に出てきています。

これは林地開発の4要件の中に含まれておらず、林地開発と低周波公害というのは若干違いかも分からないが、低周波公害を研究し、そういう許可の4要件の中に含まれないのか、そういう考え方はどうなのか教えてください。

もう一つ太陽光発電の問題で、県として地元への協定を本当に粘り強く要請しています。これは大変評価していますが、そうは言っても、企業側とすればやはり許可は欲しいので、協定書が欲しいから、いろいろ強引な手だてを使ってくるわけです。そういうときには、きちんと県としても企業に厳しく指導する姿勢も必要と思いますが、そこら辺、どう考えているか求め

ます。

**中野森林保全課長** 1点目、風力発電における低周波の影響について答えます。

林地開発の許可は、土地の形質の変更について審査し、森林法第10条の2で定められた災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の四つの要件を満たす場合は許可しなければならないとされており、その土地の上に設置する施設は森林法で制限する対象ではないことから、設置する施設の制限を四つの要件に加えることはできないと考えています。

2点目、地元との協定締結における企業側の強引な手法等についてです。

林地開発の許可を行うにあたり、地元の理解を得ることが非常に重要だと考えており、事業者が地元との協定締結に向けて行う説明会などは、事業者に対し、引き続き真摯に、また丁寧に説明するよう指導していきたいと思います。

**堤委員外議員** 4要件の中に入らないということは、よく分かりますが、今、経産省や、いろんなところでガイドラインを出しているでしょう。農林水産部とは直接違うが、商工とか、生活環境という部分で関わる。つまり低周波問題というのは、そういうところを全体的に考え、部局、部局でやるのじゃなく、風力発電という一つの問題について、林地開発だけじゃなく、全体の環境の問題と、人的被害の問題を含めて考えていかないと、単発ではなかなか対応できないことがあると思います。そういう点は商工労働とか生活環境とか、ぜひ林地開発との関わりも含め、協働して勉強していき、研究していただいて、一つの方向性をぜひ出してほしいと本当に思います。

太陽光は非常に明確に出てくるから分かりやすいが、風力の場合、最近非常に巨大な風力発電施設の計画が乱発している状況なので、そういうところもぜひ横断的な研究をしていただきたいですが、そこら辺は大友部長に聞こう、どう思いますか。

**大友農林水産部長** 林地開発については、言われたように、最近かなり件数も出てきているような状況で、それが太陽光だったり、風力だっ

たり、いろいろだと思います。

その中で、我々が所管している森林法での許可の部分と、さきほど言われたように生活環境や福祉、商工労働だったりという部分については、どこが中心になってやるか、そこはしっかりそれぞれの捉え方でやっていかないといけないと思っています。農林水産部でそれを主体的にはなかなかなりづらいかんと思っています。関係課と話をしながらになるかと思っています。

**堤委員外議員** そういう全体的な問題も実際に出てきているから、今言った全体的な検討も含め、これからもいろいろ協議をしていきたいと思うので、相談があったら、親切に対応してください。お願いします。

**土居委員長** ほかに委員外議員で質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員の方から質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、これをもって農林水産部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

**土居委員長** これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの農林水産部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に、指摘事項や、来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等があれば、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきました

と思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** それでは、そのようにします。

以上で、農林水産部関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔労働委員会事務局、委員外議員入室〕

**土居委員長** これより、労働委員会事務局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、労働委員会事務局長の説明を求めます。

**森労働委員会事務局長** 労働委員会事務局の令和元年度決算について御説明します。

お手元の令和元年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の293ページをお開き願います。第5款労働費の第4項労働委員会費です。

令和元年度の決算は予算現額8,393万7千円に対し、支出済額は8,074万4,317円です。不用額は319万2,683円です。

次に、295ページをお開き願います。内訳として、まず、第1目委員会費は予算額1,432万9千円に対し、決算額は1,200万1,818円です。

表の左から二つ目事業別決算額を御覧ください。上段の1,017万7,800円は、委員報酬で、定例総会や不当労働行為事件等審査の際に支給したものです。

その下の182万4,018円は委員会運営費で、紛争あっせんや各種会議・研修の参加など、委員の活動に要した経費です。

事業概要の下3行目から、令和元年度中に委員会で扱った事件の件数を掲載しています。

一番上の不当労働行為事件については、労働組合からの申立てに基づき、労働組合法で禁止されている組合員に対する不利益扱いや、団体交渉拒否等の不当労働行為の有無について審査をし救済命令を発出する、若しくは和解勧奨を

行うものです。令和元年度は3件でした。

一つ飛んで、労働争議調整については、労働者と使用者との間で労働紛争が発生し、自主的な解決が困難な場合に、当事者からの申請に基づき、労働委員会が公正・中立な立場で調整を行い、話し合いによる円満解決を図るものです。

令和元年度は2件でした。

次に、296ページをお開き願います。第2目事務局費については、予算額6,960万8千円に対し、決算額は6,874万2,499円です。

事業別決算額ですが、上段の6,126万8,508円は、事務局職員8名分の給与費です。

その下の747万3,991円は、事務局運営費で、会議や専門研修に参加する委員の旅費や非常勤職員2名の人件費等です。

続いて、不用額について御説明します。

お手元の令和元年度決算附属調書の18ページをお開きください。表の上から5行目の委員会費ですが、不用額232万7,182円です。これは、委員等への報酬が当初の見込みを下回ったことによるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

**土居委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

**末宗委員** このコロナ禍で2月から随分労働状況も変わっているだろうけど、争議までいかどうか分からないけど、争議になると労働委員会で、個人になると直接は労働基準局ですよ。そこ辺りを総合的に含め、コロナ禍の労働状況が今どう変わっているような感じがするか、御意見なり感想でもいいから。

例えば、議会中に私が弁当を頼んでも、私が頼もうとする弁当が全部ない。全く営業しないとか、随分実態が変わっていると思う。そこ辺り含めてよろしくお願ひします。

**森労働委員会事務局長** 御質問ありがとうございます。

例えば、雇止めの件数だと、労働局、厚生労働省が発表している数字等で把握していますが、全国的に見てまだ大分県は表に出ている数は少ないのかなと受け止めています。

また、各都道府県の労働委員会を所管している中央労働委員会の把握によると、今年4月から6月に新たに発生した労働争議の件数は全国的に41件で、そのうち新型コロナに由来すると思われるものは6件で、まだ表に出ている数は少ないのかなと個人的には感じています。

そうは言っても、完全失業率の高まり等、労働争議の件数は関連があるので、非常に危機感を持って注視しているところです。

どのように把握するかということで、この5月、8月には雇用労働政策課とともに、コロナに関連する集中相談会を開催し、なるべく拾い上げる取組をしている上、この10月もどんどこい労働相談を開催し、なるべく早めの相談、あっせんにつなぐ取組を行いました。しかし、今のところ、直接コロナに関連する相談とか争議は上がってきていません。今後とも注視していきたいと思ひます。

**土居委員長** ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** 別にないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって労働委員会事務局関係の審査を終わります。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔労働委員会事務局、委員外議員退室〕

**土居委員長** これより、内部協議に入ります。

さきほどの労働委員会事務局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ありがとうございます。特にないようですので、決算審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居委員長** ありがとうございます。それでは、そのようにします。

以上で、労働委員会事務局関係の審査報告書の検討を終わります。

以上で、本日の審査日程は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居委員長** それでは、次回の委員会は、来週12日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。  
お疲れさまでした。